

【パブリックコメント提示資料】

【2/4 第3回 西東京市下水道審議会資料】

西東京市下水道プラン(素案)

～未来へつなぐ、安全な暮らしと
快適な水環境を創生する下水道～

西東京市下水道プラン(案)

～未来へつなぐ、安全な暮らしと
快適な水環境を創生する下水道～

西東京市

西東京市

計画の背景

1.1 計画策定の趣旨

本市の下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除など、社会的なニーズに応じて機能の充実を図りながら、分流式※として計画的に整備が行われ、汚水の整備率はほぼ100%になりました。

今後は、施設の老朽化に加え局地的な豪雨に対応する浸水対策や人口減少による使用料の減少などの対応が必要となり、下水道を取り巻く状況は厳しくなることが見込まれます。

こうした状況のなか、下水道経営を将来にわたり健全に維持していくためには、今後見込まれる大規模な施設の改築※・更新※に備え、下水道施設の効率的な維持管理と将来的な費用の平準化などに計画的に取り組むとともに、人口減少による下水道使用料の減少も想定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があります。

今回改定した西東京市下水道プラン（以下、「下水道プラン」という。）は、このような課題を踏まえたうえで、過年度の実績を検証するとともに、新たにストックマネジメント計画※を盛り込むなどにより、これまでの下水道プランを全面的に見直しました。

また、地方公営企業法※の財務規定などを適用し、公営企業会計※に移行したことに併せて、総務省の要請に応じ、将来にわたり安定的に事業を継続していく中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」も策定し、今後の下水道事業経営のさらなる健全化を目指します。

下水道プランは、計画期間を短期計画、中期計画、長期計画に分けて定めています。短期計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、中期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間、長期計画は令和13年度から令和32年度までの20年間とします。

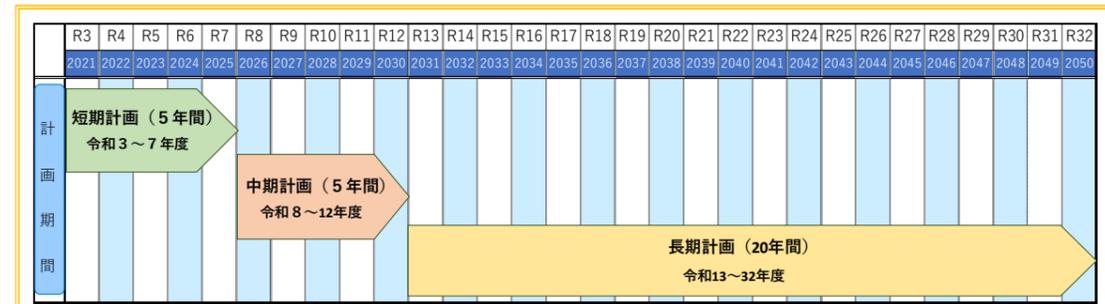


図 1-1 西東京市下水道プラン・計画期間の位置付け

【これまで】

国土交通省は、平成17年に長期の下水道事業の方向性を示した「下水道ビジョン2100」を策定し、平成19年には中期の施策ごとの整備目標などを示した「下水道中期ビジョン」をとりまとめました。また、関東地方整備局と1都8県4政令指定都市においては、平成21年に「関東甲信地方下水道中期ビジョン」を、東京都においては、平成22年に「東京都下水道事業経営計画2010」を策定しています。

これを受けて本市では、平成23年3月に「西東京市公共下水道プラン」を策定し、平成28年3月には、短期計画の終了により数値などの見直しを行い改定しています。

計画の背景

1.1 計画策定の趣旨

本市の下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除など、社会的なニーズに応じて機能の充実を図りながら、分流式※として計画的に整備が行われ、汚水の整備率はほぼ100%になりました。

今後は、施設の老朽化に加え局地的な豪雨に対応する浸水対策や人口減少による使用料の減少などの対応が必要となり、下水道を取り巻く状況は厳しくなることが見込まれます。

こうした状況のなか、下水道経営を将来にわたり健全に維持していくためには、今後見込まれる大規模な施設の改築※・更新※に備え、下水道施設の効率的な維持管理と将来的な費用の平準化などに計画的に取り組むとともに、人口減少による下水道使用料の減少も想定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があります。

今回改定した西東京市下水道プラン（以下、「下水道プラン」という。）は、このような課題を踏まえたうえで、過年度の実績を検証するとともに、新たにストックマネジメント計画※の考え方を盛り込むなどにより、これまでの下水道プランを全面的に見直しました。

また、地方公営企業法※の財務規定などを適用し、公営企業会計※に移行したことに併せて、総務省の要請に応じ、将来にわたり安定的に事業を継続していく中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」も策定し、今後の下水道事業経営のさらなる健全化を目指します。

下水道プランは、計画期間を短期計画、中期計画、長期計画に分けて定めています。短期計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、中期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間、長期計画は令和13年度から令和32年度までの20年間とします。

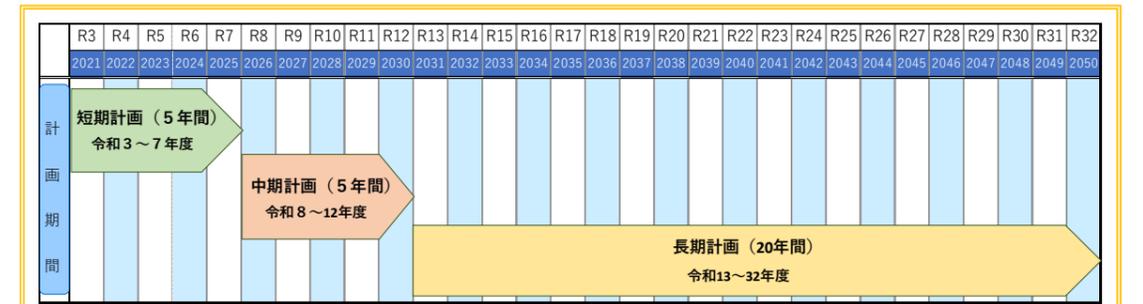


図 1-1 西東京市下水道プラン・計画期間の位置付け

【これまで】

国土交通省は、平成17年に長期の下水道事業の方向性を示した「下水道ビジョン2100」を策定し、平成19年には中期の施策ごとの整備目標などを示した「下水道中期ビジョン」をとりまとめました。また、関東地方整備局と1都8県4政令指定都市においては、平成21年に「関東甲信地方下水道中期ビジョン」を、東京都においては、平成22年に「東京都下水道事業経営計画2010」を策定しています。

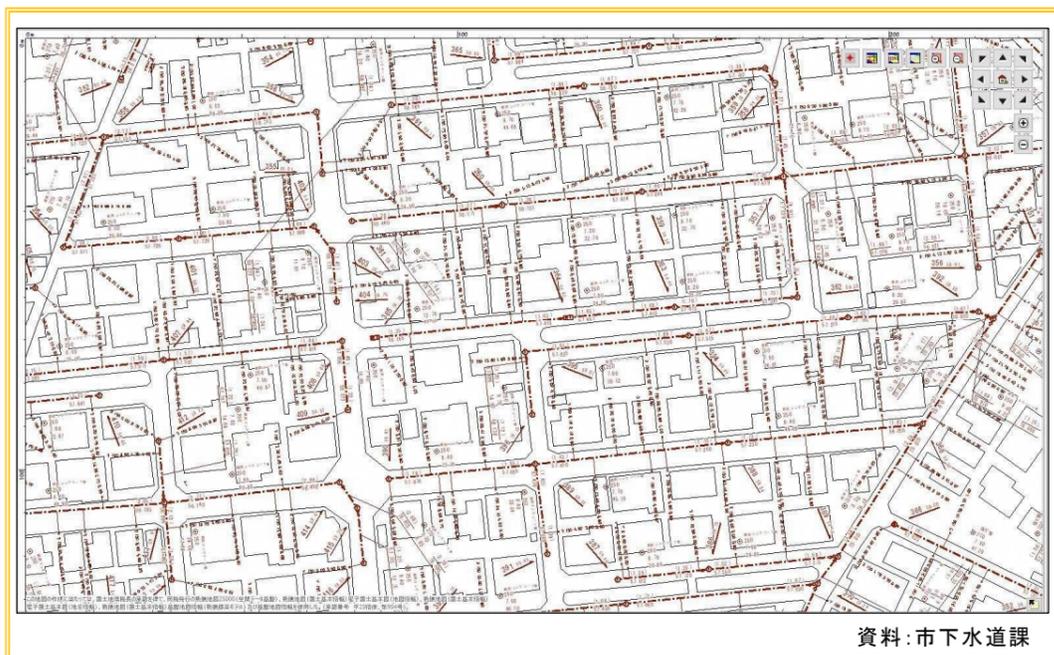
これを受けて本市では、平成23年3月に「西東京市公共下水道プラン」を策定し、平成28年3月には、短期計画の終了により数値などの見直しを行い改定しています。

●下水道管きよ台帳を活用した施設情報の管理

本市の下水道の機能を継続的に確保し、道路陥没などによる社会的影響を回避するためにも、施設を適正に維持・管理していくことが求められます。

下水道管きよの維持管理は、これまでは不具合が生じてから対応する発生対応型が中心となっていますが、これでは、いったん事故が発生すると市民生活や社会活動に支障が出るだけでなく、環境へのリスク、長期的なコスト面からも好ましくありません。このため、今後は予防保全を前提とした計画的な維持管理に転換する必要があります。

こうした予防保全型維持管理*を行うためには下水道台帳*などの下水道管きよ情報の整備が必要であり、本市においては、既に汚水管きよ及び雨水管きよともに電子化し情報を管理しています。今後、既設下水道管きよに対して行う点検・調査などの維持管理情報を十分に管理し、システムに蓄積していく必要があります。



資料：市下水道課

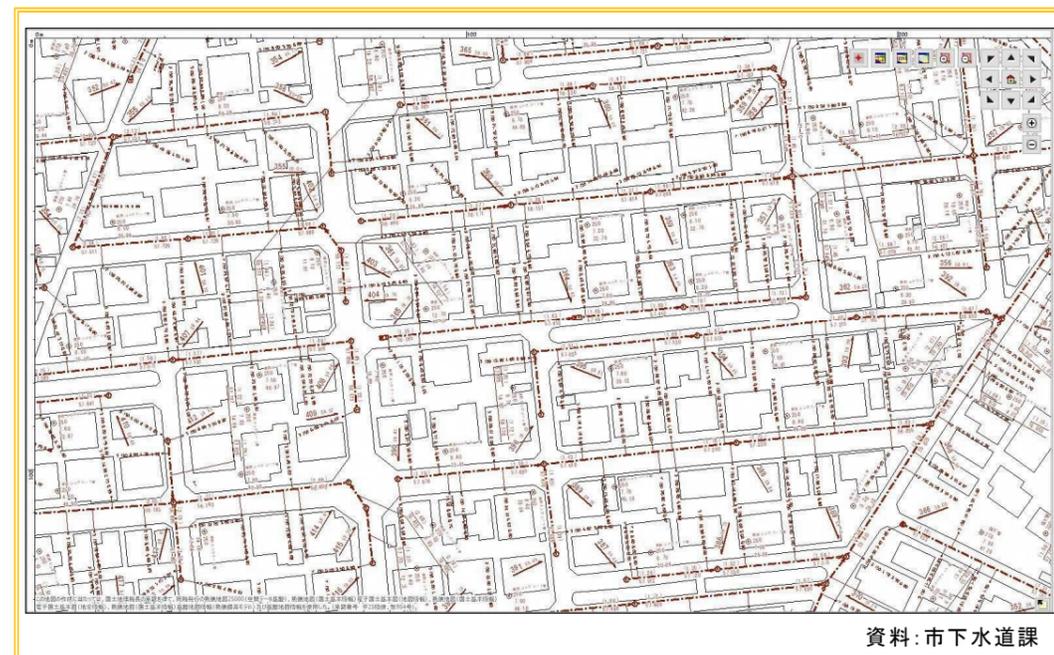
図 2-6 下水道管きよ台帳表示例

●下水道管きよ台帳を活用した施設情報の管理

本市の下水道の機能を継続的に確保し、道路陥没などによる社会的影響を回避するためにも、施設を適正に維持・管理していくことが求められます。

下水道管きよの維持管理は、これまでは不具合が生じてから対応する発生対応型が中心となっていますが、これでは、いったん事故が発生すると市民生活や社会活動に支障が出るだけでなく、環境へのリスク、長期的なコスト面からも好ましくありません。このため、今後は予防保全を前提とした計画的な維持管理に転換する必要があります。

こうした予防保全型維持管理*を行うためには下水道管きよ台帳*などの下水道管きよ情報の整備が必要であり、本市においては、既に汚水管きよ及び雨水管きよともに電子化し情報を管理しています。今後、既設下水道管きよに対して行う点検・調査などの維持管理情報を十分に管理し、システムに蓄積していく必要があります。



資料：市下水道課

図 2-6 下水道管きよ台帳表示例

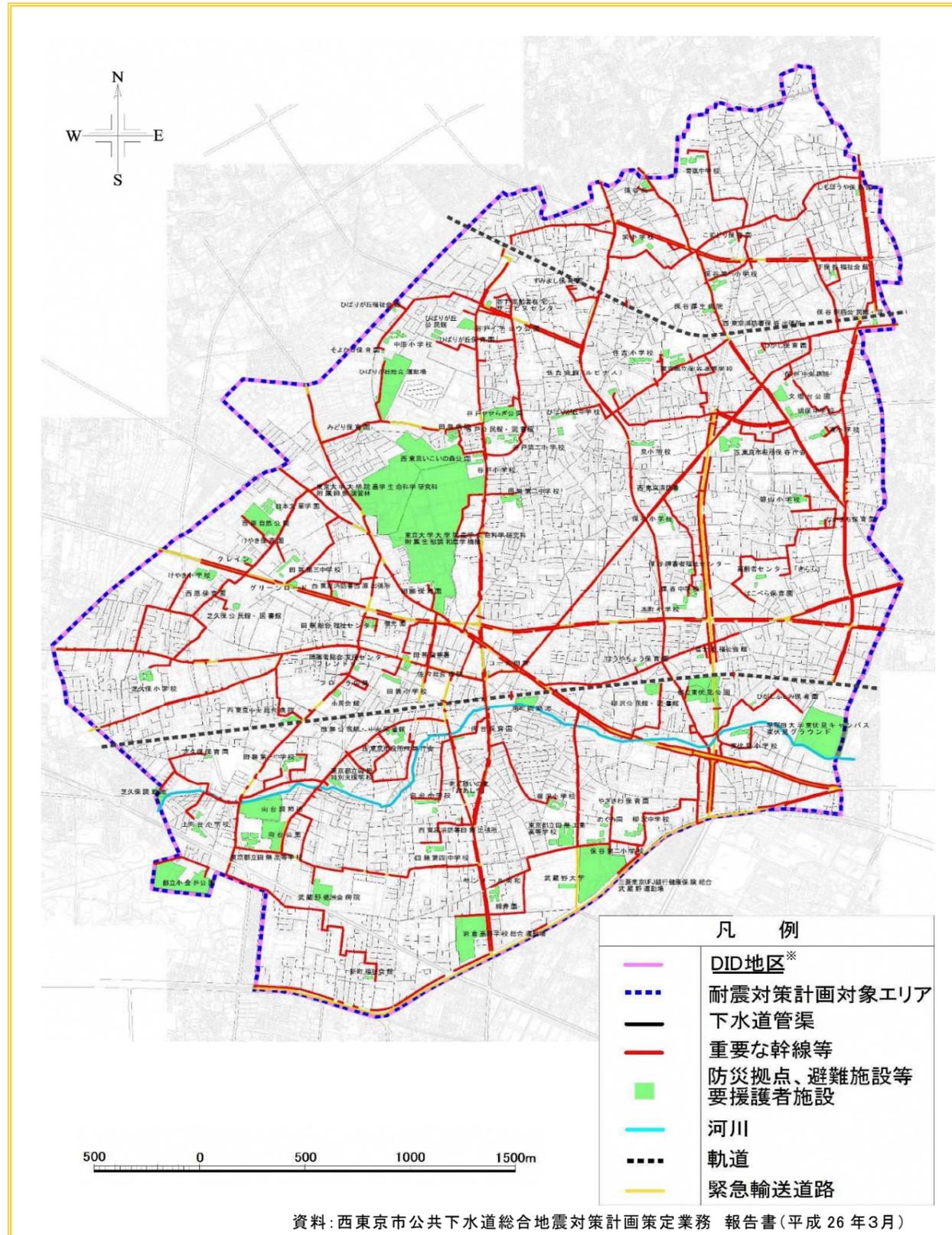


図 2-7 「重要な幹線等」の位置図

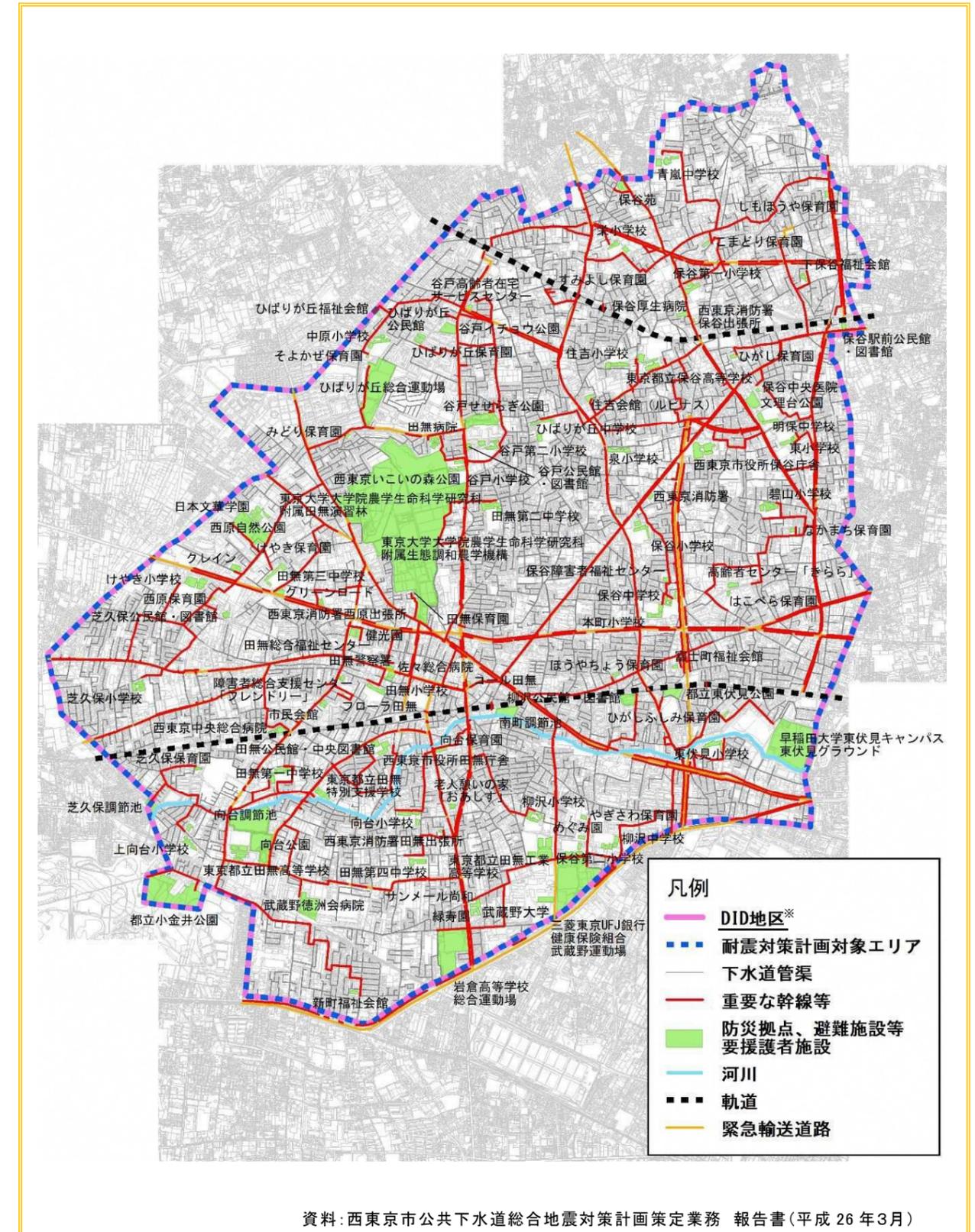


図 2-7 「重要な幹線等」の位置図

2.5 雨水事業

2.5.1 雨水排水計画の現状

本市の雨水排水計画は、市内を流れる一級河川である石神井川流域と白子川流域に分け、地形、河川の右岸・左岸並びに河川への接続位置などを検討して23排水区に分割されています。排水区域面積は、石神井川流域は917ヘクタール、白子川流域は668ヘクタールであり、合計で1,585ヘクタールです。

事業認可を受けている石神井川流域、白子川流域は近年の局地的な豪雨などを見据えて、早急な浸水対策が求められているため、雨水幹線の整備を進めています。また、雨水幹線の放流先である石神井川と白子川は、東京都が護岸や調節池の整備を進めています。

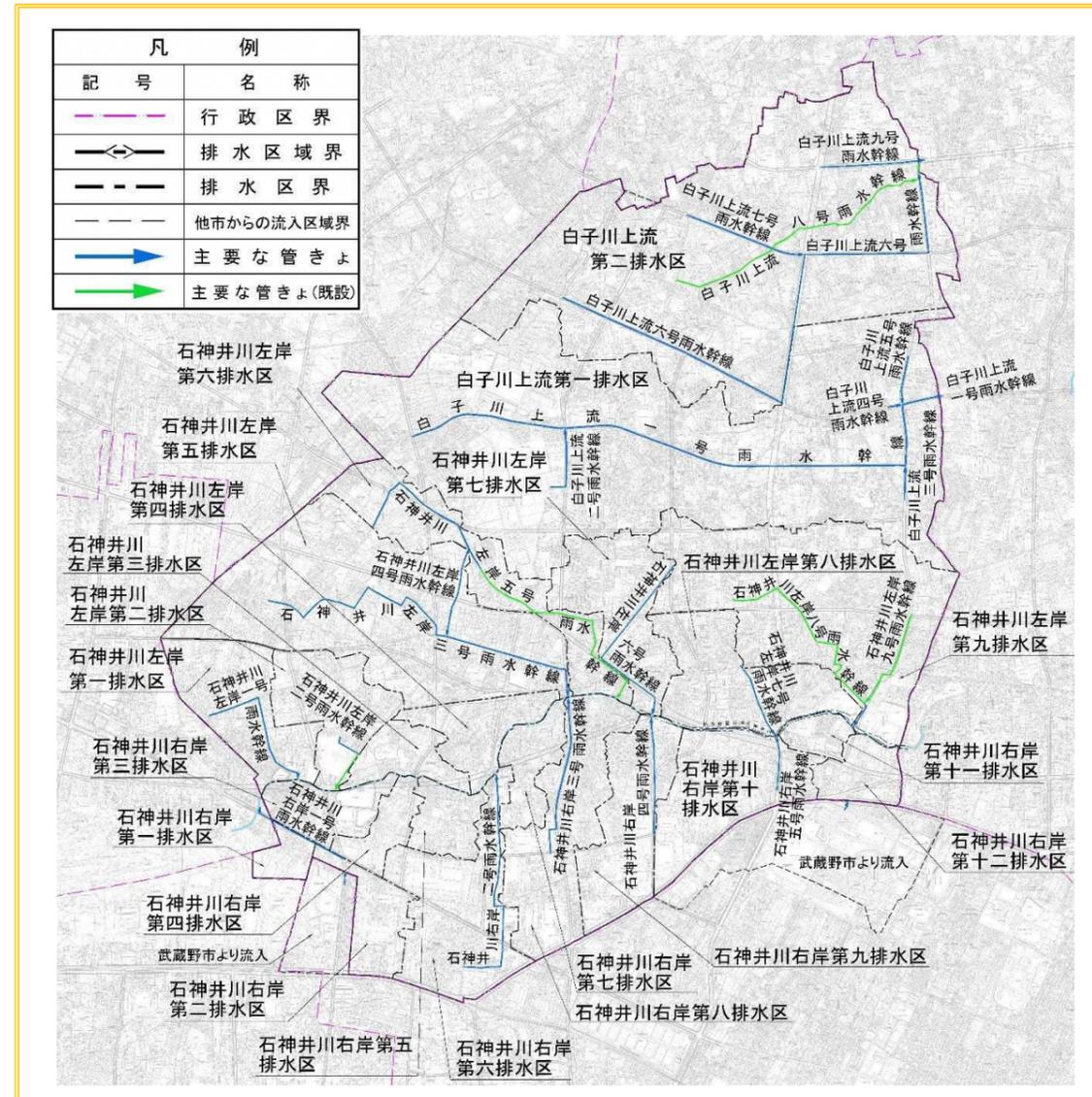


図 2-9 荒川右岸東京流域下水道関連西東京市公共下水道計画一般図(雨水)

2.5 雨水事業

2.5.1 雨水排水計画の現状

本市の雨水排水計画は、市内を流れる一級河川である石神井川流域と白子川流域に分け、地形、河川の右岸・左岸並びに河川への接続位置などを検討して23排水区に分割されています。排水区域面積は、石神井川流域は917ヘクタール、白子川流域は668ヘクタールであり、合計で1,585ヘクタールです。

事業認可を受けている石神井川流域、白子川流域は近年の局地的な豪雨などを見据えて、早急な浸水対策が求められているため、雨水幹線の整備を進めています。また、雨水幹線の放流先である石神井川と白子川は、東京都が護岸や調節池の整備を進めています。

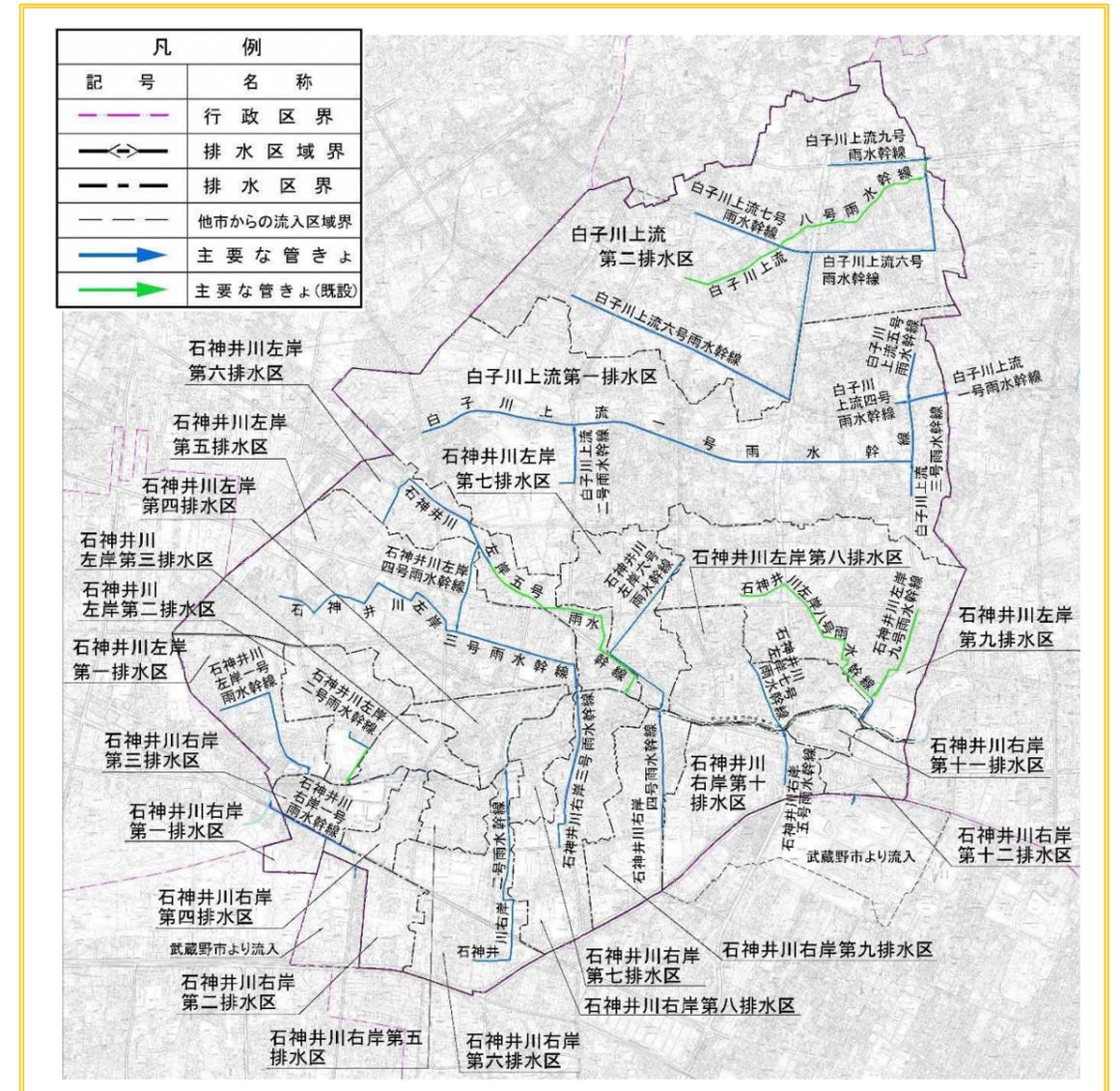


図 2-9 荒川右岸東京流域下水道関連西東京市公共下水道計画一般図(雨水)

2.6.1 維持管理費

令和元年度における維持管理費は、約12億円となっています。
 維持管理費のうち、6割程度を流域下水道維持管理負担金が占めており、令和元年度は約7億7,000万円となっています。
 維持管理費については、これまで、施設の効率化などのコスト削減策に取り組んできましたが、ストックマネジメント事業に着手したこともあり、増加していくことが懸念されます。

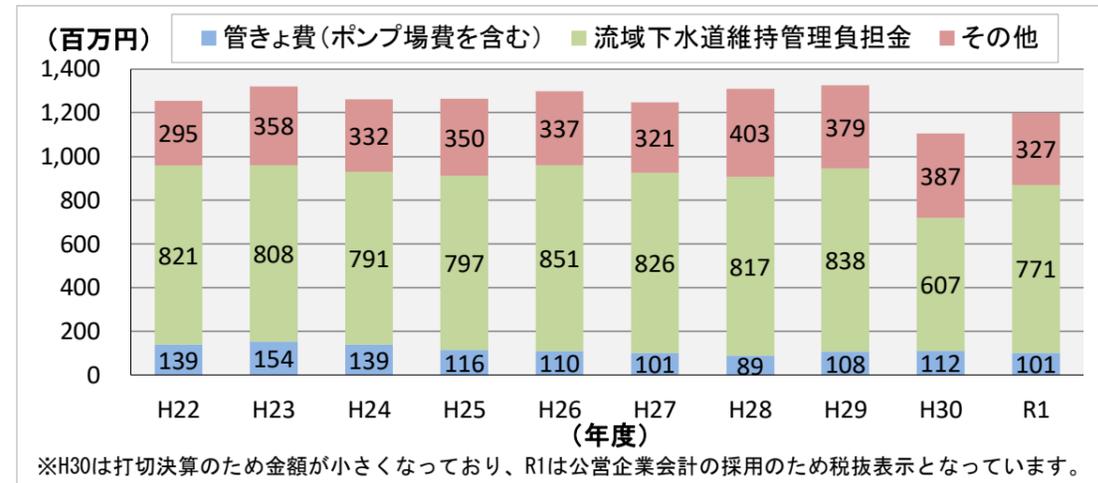


図 2-12 維持管理費の推移

2.6.2 資本費

令和元年度における資本費は、約6億3,000万円となっています。
 企業債(市債)の償還が進んでいることもあり、資本費は年々減少しています。

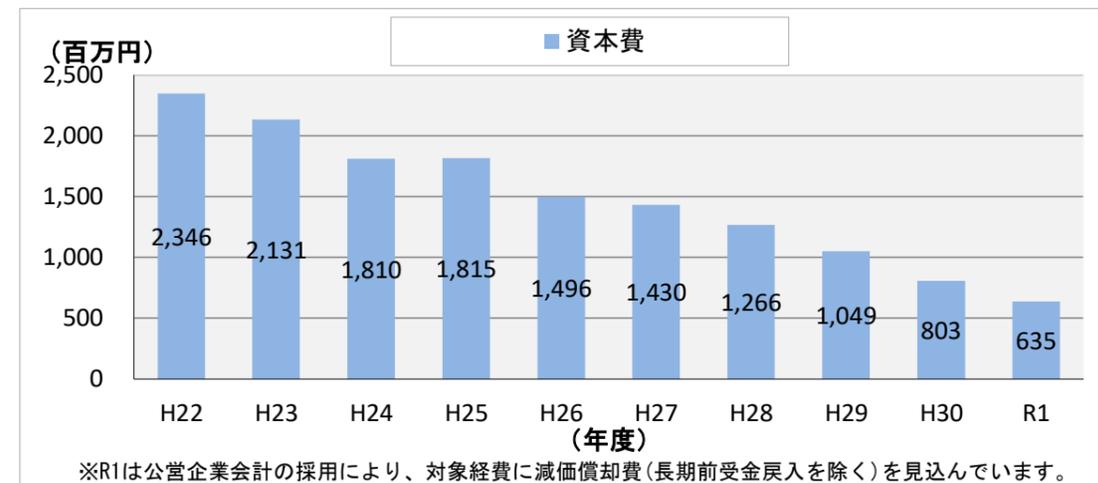


図 2-13 資本費の推移

2.6.1 維持管理費

令和元年度における維持管理費は、約12億円となっています。
 維持管理費のうち、6割程度を流域下水道維持管理負担金が占めており、令和元年度は約7億7,000万円となっています。
 維持管理費については、これまで、施設の効率化などのコスト削減策に取り組んできましたが、ストックマネジメント事業に着手したこともあり、増加していくことが懸念されます。

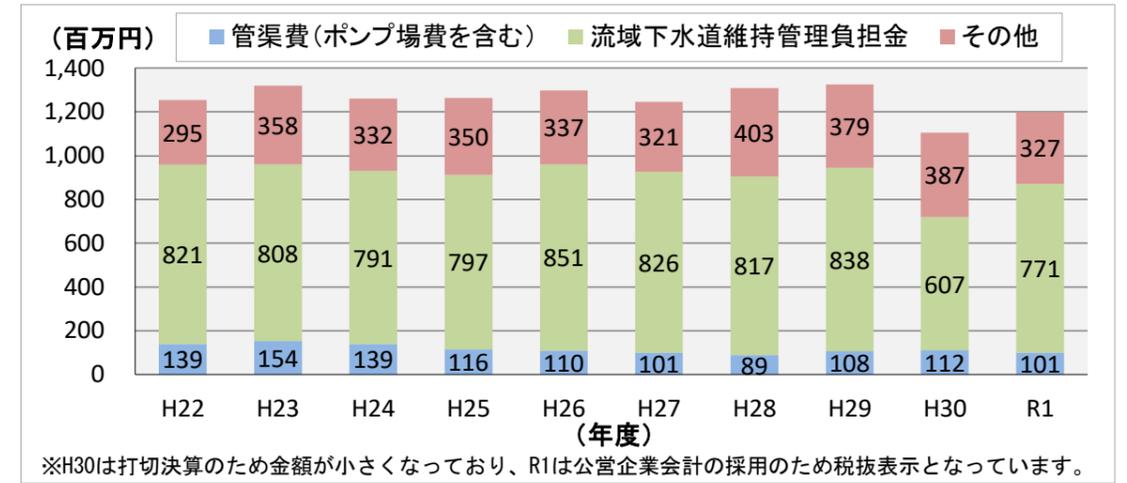


図 2-12 維持管理費の推移

2.6.2 資本費

令和元年度における資本費は、約6億3,000万円となっています。
 企業債(市債)の償還が進んでいることもあり、資本費は年々減少しています。

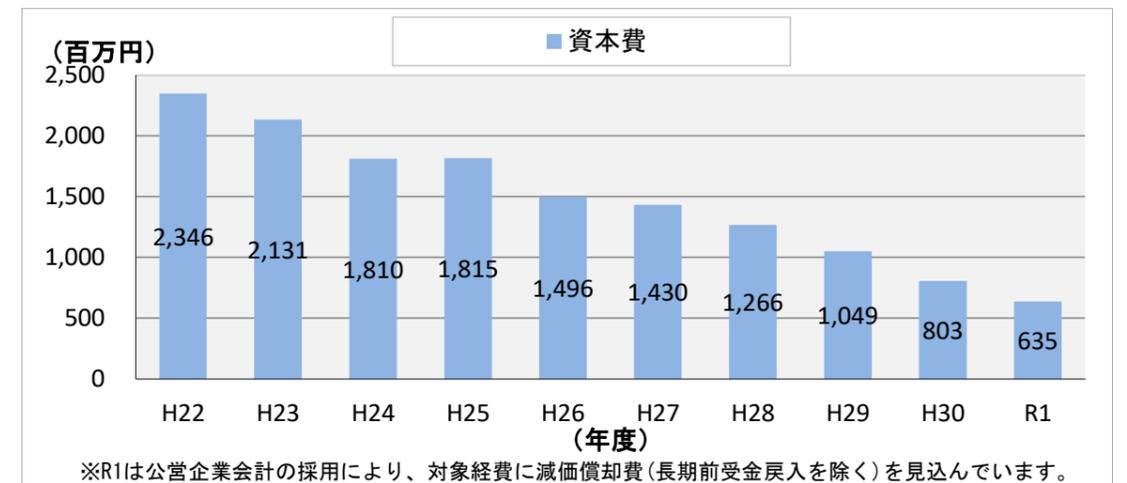


図 2-13 資本費の推移

第5章

下水道財政の見通し及び健全な下水道経営

第5章

下水道財政の見通し及び健全な下水道経営

5.1 下水道財政の見通し

5.1 下水道財政の見通し

本市においては、増加する行政需要に対応していく財源を生み出すため、職員定員適正化や施設維持管理の見直しなど、内部管理コストの削減などを進めてきました。また、汚水中継ポンプ場*として機能していた東町ポンプ場と下保谷ポンプ場を施設の老朽化や維持管理費の軽減を踏まえ、自然流下*により流域幹線に接続し、ポンプ場を廃止したことや、企業債の償還が進んだことにより、汚水処理費は使用料収入で賄える状況になりました。

本市においては、増加する行政需要に対応していく財源を生み出すため、職員定員適正化や施設維持管理の見直しなど、内部管理コストの削減などを進めてきました。また、汚水中継ポンプ場*として機能していた東町ポンプ場と下保谷ポンプ場を施設の老朽化や維持管理費の軽減を踏まえ、自然流下*により流域幹線に接続し、ポンプ場を廃止したことや、企業債の償還が進んだことにより、汚水処理費は使用料収入で賄える状況になりました。

しかしながら、今後の下水道施設の改築・更新の推進などにより、事業が継続可能かを検討する必要があります。

しかしながら、今後の下水道施設の改築・更新の推進などにより、事業が継続可能かを検討する必要があります。

ここでは、第4章で位置付けた施策を対象に、それぞれの概算事業費を算出し、計画の施策を展開した場合における短期・中期・長期の下水道財政を見通します。

ここでは、第4章で位置付けた施策を対象に、それぞれの概算事業費を算出し、計画の施策を展開した場合における短期・中期・長期の下水道財政を見通します。

【主な建設費】

- 計画的な改築・更新の実施
ストックマネジメント計画に基づき管きょ及びマンホールの改築費用を計上
- 流域改良負担金
本市負担額を計上
- 都市計画道路築造に伴う污水管きょの布設替え
過年度実績を基に平均的な額を計上
- 流域下水道建設負担金
過年度の負担金実績を基に平均的な額を計上
- 雨水幹線整備
雨水幹線の整備額を計上
※雨水幹線以外の雨水施設の整備は、下水道課が担当しており、費用は一般会計で計上しています。

【主な維持管理費】

- 污水管きょの台帳整備
過年度の実績を基に計上
- 管きょの調査
管きょ内の清掃や点検・調査の費用を継続的に計上
- 流域下水道維持管理負担金
汚水流入水量の見通しから算出

【主な建設費】

- 計画的な改築・更新の実施
ストックマネジメント計画に基づき下水道管きょ及びマンホールの改築費用を計上
- 流域改良負担金
本市負担額を計上
- 都市計画道路築造に伴う污水管きょの布設替え
過年度実績を基に平均的な額を計上
- 流域下水道建設負担金
過年度の負担金実績を基に平均的な額を計上
- 雨水幹線整備
雨水幹線の整備額を計上
※雨水幹線以外の雨水施設の整備は、下水道課が担当しており、費用は一般会計で計上しています。

【主な維持管理費】

- 下水道管きょの台帳整備
過年度の実績を基に計上
- 下水道管きょの調査
下水道管きょ内の清掃や点検・調査の費用を継続的に計上
- 流域下水道維持管理負担金
汚水流入水量の見通しから算出

5.1.1 収入・支出の見通し

本市下水道事業の収入・支出の見通しを示します。

なお、本市下水道事業は平成31年4月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計を採用したことから、今回の下水道事業財政の見通しは、公営企業会計によるものとなります。

これまでの官公庁会計方式では、現金収支に関する経理を行うのみでしたが、公営企業会計では、管理運営に係る取引（収益的収支）と建設改良費などに係る取引（資本的収支）に区分して経理することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握できます。公営企業会計では、建物の建設改良のように、支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、翌年度以降に減価償却費として、収益的支出^{*}に計上されます。また、減価償却費などの非現金支出に充当される収入は、内部に留保し、資本的支出^{*}に充てられ、補填財源の余剰分は翌年度以降に繰り越されます。

収入・支出の見通しでは、主に以下の項目を計上します。

【収益的収支】: 当該事業年度の経営活動に関する収支。(税抜で表記)

(1) 収益的収入^{*}

使用料収入、補助金、繰入金（他会計補助金、雨水処理負担金）、長期前受金戻入、その他収益

(2) 収益的支出

維持管理費（管きよ費、総係費）、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、支払利息、その他支出

【資本的収支】: 支出の効果が数年度にわたって持続するものとその財源。資本的収支の不足額は、補填財源を充てることのできる。(税込で表記)

(1) 資本的収入^{*}

補助金、企業債、他会計出資金

(2) 資本的支出

建設改良費（管路建設改良費、他市への負担金、流域下水道建設負担金、ポンプ施設更新など）、企業債償還金

【補填財源】: 減価償却費などの非現金支出や利益剰余金などが該当する。資本的収支不足額に充てられる。

5.1.1 収入・支出の見通し

本市下水道事業の収入・支出の見通しを示します。

なお、本市下水道事業は平成31年4月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計を採用したことから、今回の下水道事業財政の見通しは、公営企業会計によるものとなります。

これまでの官公庁会計方式では、現金収支に関する経理を行うのみでしたが、公営企業会計では、管理運営に係る取引（収益的収支）と建設改良費などに係る取引（資本的収支）に区分して経理することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握できます。公営企業会計では、建物の建設改良のように、支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、翌年度以降に減価償却費として、収益的支出^{*}に計上されます。また、減価償却費などの非現金支出に充当される収入は、内部に留保し、資本的支出^{*}に充てられ、補填財源の余剰分は翌年度以降に繰り越されます。

収入・支出の見通しでは、主に以下の項目を計上します。

【収益的収支】: 当該事業年度の経営活動に関する収支。(税抜で表記)

(1) 収益的収入^{*}

使用料収入、補助金、繰入金（他会計補助金、雨水処理負担金）、長期前受金戻入、その他収益

(2) 収益的支出

維持管理費（管渠費、総係費）、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、支払利息、その他支出

【資本的収支】: 支出の効果が数年度にわたって持続するものとその財源。資本的収支の不足額は、補填財源を充てることのできる。(税込で表記)

(1) 資本的収入^{*}

補助金、企業債、他会計出資金

(2) 資本的支出

建設改良費（管路建設改良費、他市への負担金、流域下水道建設負担金、ポンプ施設更新など）、企業債償還金

【補填財源】: 減価償却費などの非現金支出や利益剰余金などが該当する。資本的収支不足額に充てられる。

<収益的収支>

令和3年度から令和32年度までの収益的収入総額は約886億円となっており、そのうち使用料収入は約596億円と全体の約67%を占めます。

収益的支出総額は約817億円となっており、そのうち流域下水道維持管理負担金は約230億円と全体の約28%となります。

令和3年度から令和32年度までは、毎年度利益剰余金が発生しています。

表 5-2 収益的収支の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
収益的収入	15,522	15,761	57,279	88,562
使用料収入	10,056	10,035	39,523	59,614
補助金	87	96	377	560
繰入金 (他会計負担金、雨水処理負担金)	427	806	4,475	5,708
長期前受金戻入	4,932	4,804	12,824	22,560
その他収益	20	20	80	120
収益的支出	14,539	14,666	52,516	81,721
維持管理費	2,544	2,322	8,542	13,408
流域下水道維持管理負担金	3,881	3,875	15,289	23,045
減価償却費	7,613	7,829	24,828	40,270
支払利息	436	575	3,597	4,608
その他支出	65	65	260	390

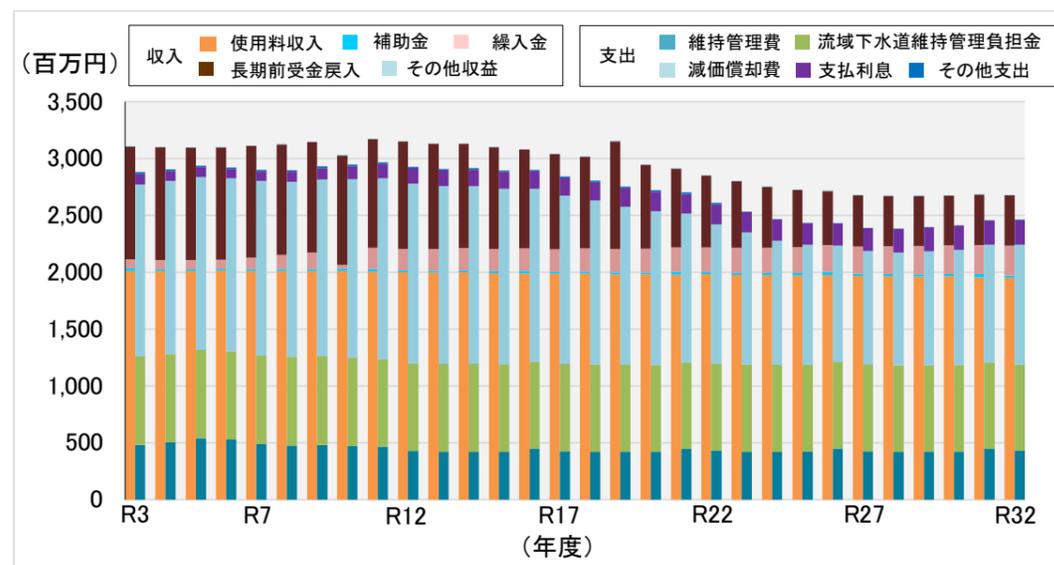


図 5-2 収益的収支の見通し

<収益的収支>

令和3年度から令和32年度までの収益的収入総額は約890億円となっており、そのうち使用料収入は約596億円と全体の約67%を占めます。

収益的支出総額は約837億円となっており、そのうち流域下水道維持管理負担金は約244億円と全体の約29%となります。

令和3年度から令和32年度までは、毎年度利益剰余金が発生しています。

表 5-2 収益的収支の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
収益的収入	15,585	15,820	57,581	88,986
使用料収入	10,056	10,035	39,523	59,614
補助金	85	96	377	558
繰入金 (他会計負担金、雨水処理負担金)	480	865	4,739	6,084
長期前受金戻入	4,947	4,804	12,862	22,613
その他収益	16	20	80	116
収益的支出	14,828	14,942	53,928	83,698
維持管理費	2,595	2,322	8,542	13,459
流域下水道維持管理負担金	4,095	4,095	16,216	24,406
減価償却費	7,635	7,871	25,219	40,725
支払利息	443	589	3,691	4,723
その他支出	59	65	260	384

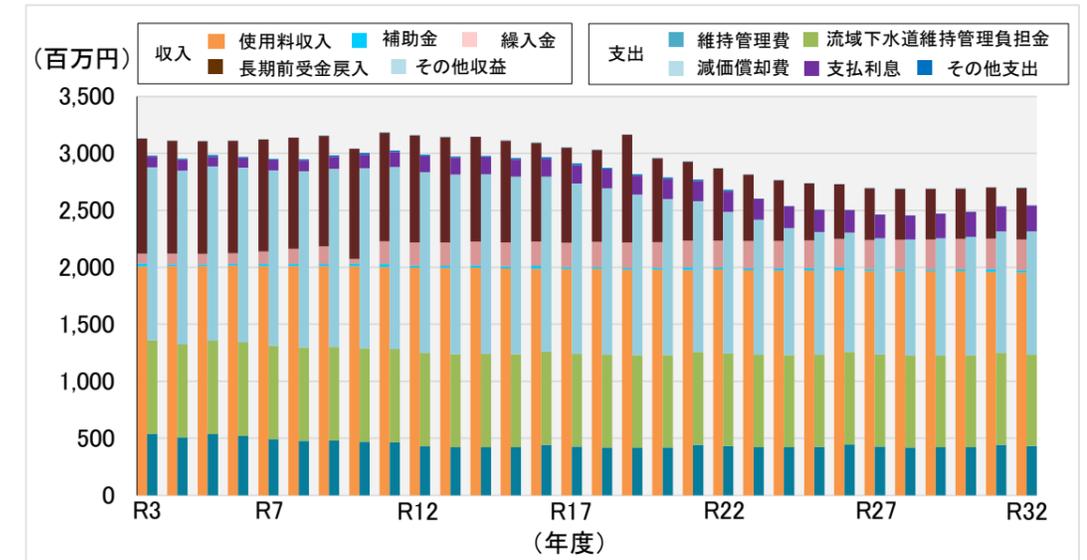


図 5-2 収益的収支の見通し

＜資本的収支＞

令和3年度から令和32年度の資本的収入の総額は約483億円となり、そのうち企業債が約318億円と全体の約66%を占めています。次いで補助金が約155億円、他会計出資金は約10億円となります。

資本的支出総額は約644億円となり、建設改良費が約488億円と全体の約76%を占めます。

本市下水道事業では令和32年度までに約161億円の資本的収支不足額が見込まれますが、不足分については補填財源を充当します。

表 5-3 資本的収支の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
資本的収入	3,451	7,556	21,788	32,795
補助金	198	3,036	12,293	15,527
企業債	3,316	7,385	21,068	31,769
他会計出資金	135	171	720	1,026
資本的支出	5,687	12,562	46,193	64,442
建設改良費	3,661	10,693	34,402	48,756
企業債償還金	2,026	1,869	11,791	15,686
資本的収支不足額	2,038	1,970	12,112	16,120

※資本的収支不足額:資本的支出に対する資本的収入の不足額

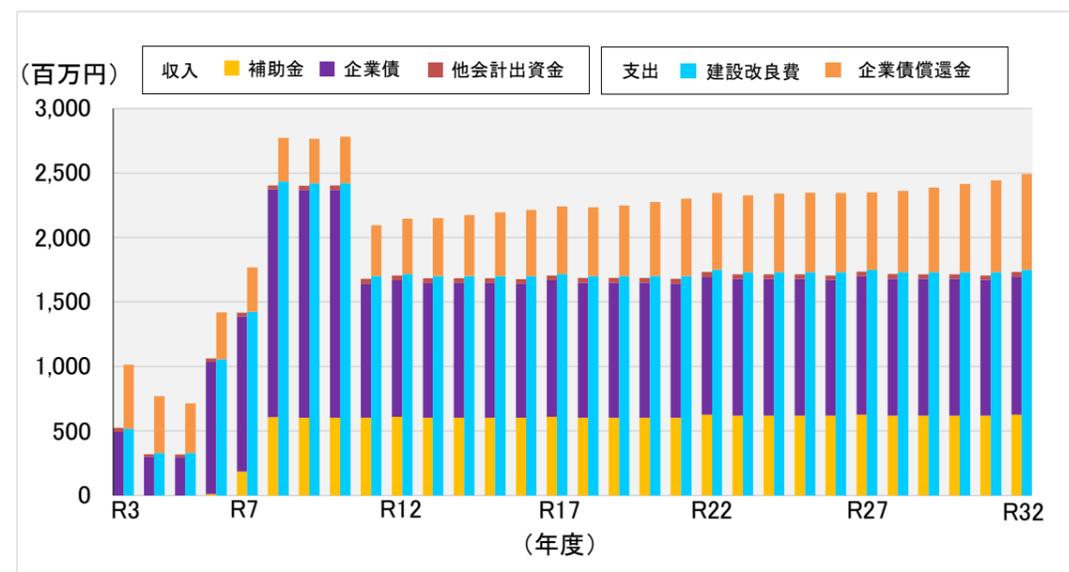


図 5-3 資本的収支の見通し

＜資本的収支＞

令和3年度から令和32年度の資本的収入の総額は約494億円となり、そのうち企業債が約328億円と全体の約66%を占めています。次いで補助金が約155億円、他会計出資金は約10億円となります。

資本的支出総額は約667億円となり、建設改良費が約504億円と全体の約76%を占めます。

本市下水道事業では令和32年度までに約173億円の資本的収支不足額が見込まれますが、不足分については補填財源を充当します。

表 5-3 資本的収支の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
資本的収入	3,916	10,749	34,701	49,366
補助金	198	3,038	12,293	15,529
企業債	3,582	7,540	21,688	32,810
他会計出資金	136	171	720	1,027
資本的支出	6,061	12,865	47,745	66,671
建設改良費	4,022	10,953	35,442	50,417
企業債償還金	2,038	1,912	12,303	16,253
資本的収支不足額	2,145	2,116	13,044	17,305

※資本的収支不足額:資本的支出に対する資本的収入の不足額

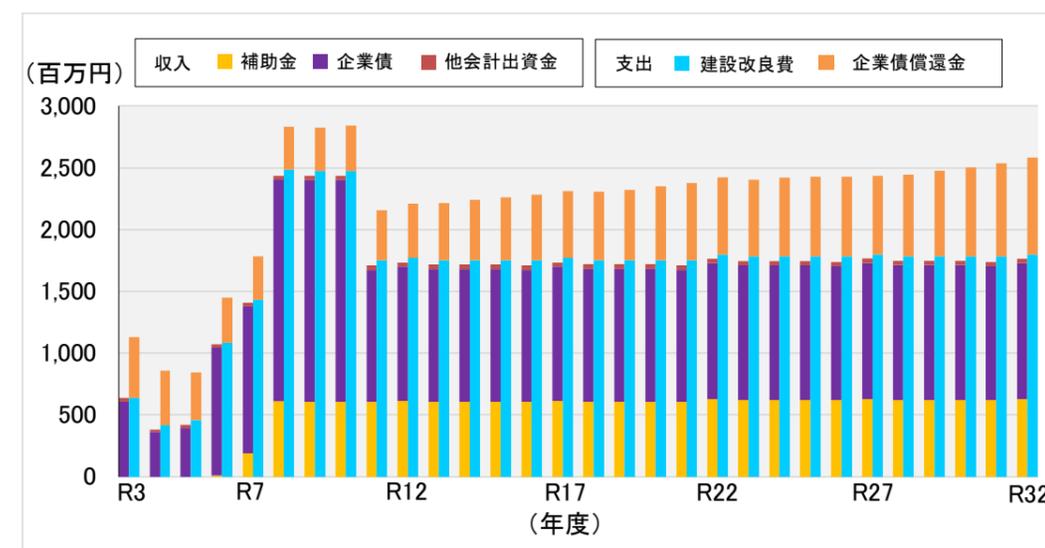


図 5-3 資本的収支の見通し

5.1.2 建設事業費の見通し

<建設事業費>

令和3年度から令和32年度までの建設事業費の総額は約488億円となり、そのうちの約87%にあたる約426億円が管路建設改良費です。

その他に流域下水道建設負担金は、建設事業費の総額のうち約10%にあたる約51億円となる見通しです。

また、令和8年度から令和10年度にかけて白子川上流第二排水区の雨水幹線を整備予定であるため、他の年度に比べ事業費が大きくなっています。

表 5-4 建設事業費の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
管路建設改良費	2,562	9,663	30,342	42,567
汚水	732	5,653	22,612	28,997
雨水	1,830	4,010	7,730	13,570
他市への負担金(雨水)	127	0	0	127
流域下水道建設負担金(汚水)	841	850	3,400	5,091
ポンプ施設更新	31	15	0	46
汚水	31	5	0	36
雨水	0	10	0	10
事務費等	100	165	660	925
合計	3,661	10,693	34,402	48,756

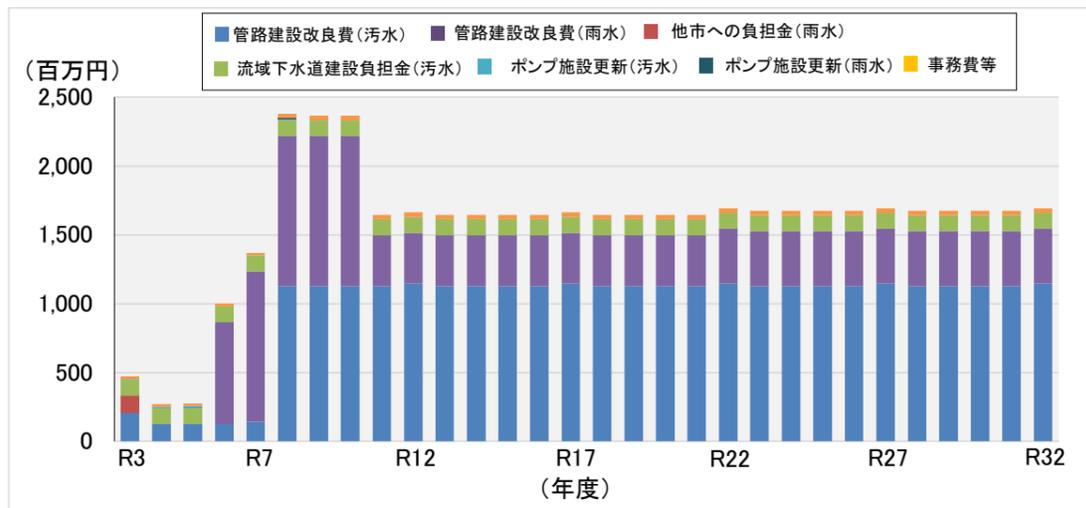


図 5-4 建設費事業費の見通し

5.1.2 建設事業費の見通し

<建設事業費>

令和3年度から令和32年度までの建設事業費の総額は約504億円となり、そのうちの約86%にあたる約433億円が管路建設改良費です。

その他に流域下水道建設負担金は、建設事業費の総額のうち約12%にあたる約61億円となる見通しです。

また、令和8年度から令和10年度にかけて白子川上流第二排水区の雨水幹線を整備予定であるため、他の年度に比べ事業費が大きくなっています。

表 5-4 建設事業費の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
管路建設改良費	2,676	9,778	30,802	43,256
汚水	846	5,768	23,072	29,686
雨水	1,830	4,010	7,730	13,570
他市への負担金(雨水)	126	0	0	126
流域下水道建設負担金(汚水)	1,085	995	3,980	6,060
ポンプ施設更新	31	15	0	46
汚水	31	5	0	36
雨水	0	10	0	10
事務費等	104	165	660	929
合計	4,022	10,953	35,442	50,417

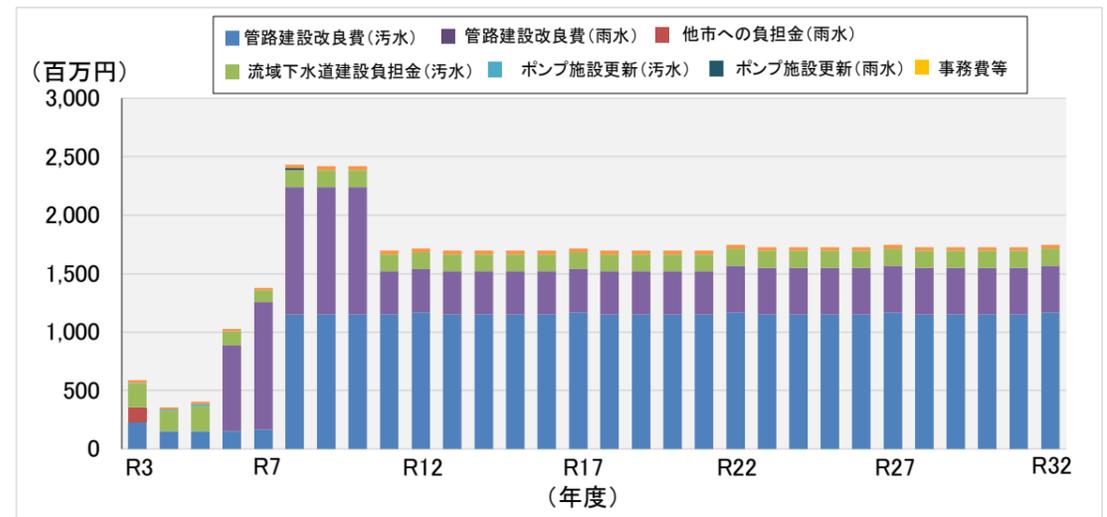


図 5-4 建設費事業費の見通し

<建設費の財源>

令和3年度から令和32年度までの建設費約488億円の財源は、補助金が約155億円で約32%、企業債が約318億円で約65%となり、この2項目で約97%を占めます。

令和8年度からストックマネジメント計画に基づき改築・更新工事を実施予定であるため、補助金と企業債の金額が増大しています。

表 5-5 建設財源の見通し

単位:百万円				
	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
補助金	198	3,036	12,293	15,527
企業債	3,316	7,385	21,068	31,769
補填財源	147	272	1,041	1,460
合計	3,661	10,693	34,402	48,756

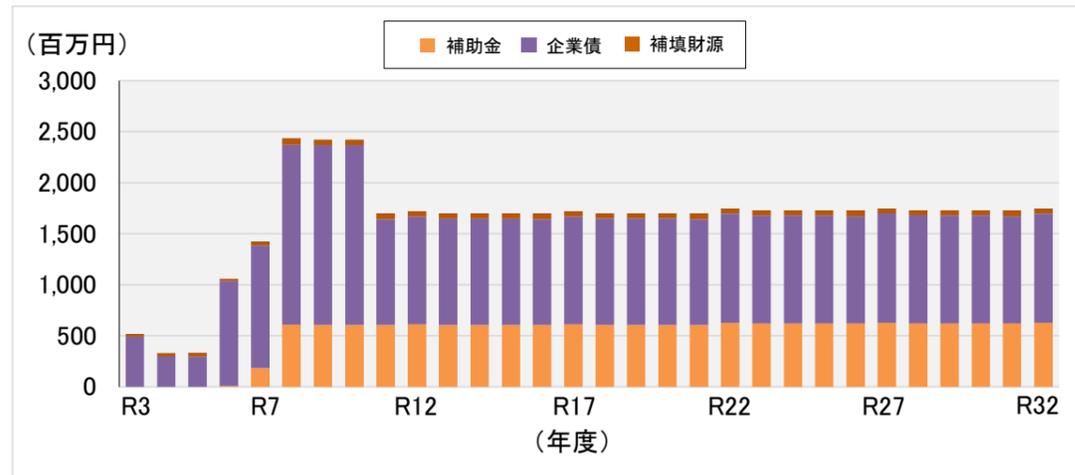


図 5-5 建設財源の見通し

<建設費の財源>

令和3年度から令和32年度までの建設費約504億円の財源は、補助金が約155億円で約31%、企業債が約328億円で約65%となり、この2項目で約96%を占めます。

令和8年度からストックマネジメント計画に基づき改築・更新工事を実施予定であるため、補助金と企業債の金額が増大しています。

表 5-5 建設財源の見通し

単位:百万円				
	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
補助金	198	3,038	12,293	15,529
企業債	3,582	7,540	21,688	32,810
補填財源	242	375	1,461	2,078
合計	4,022	10,953	35,442	50,417

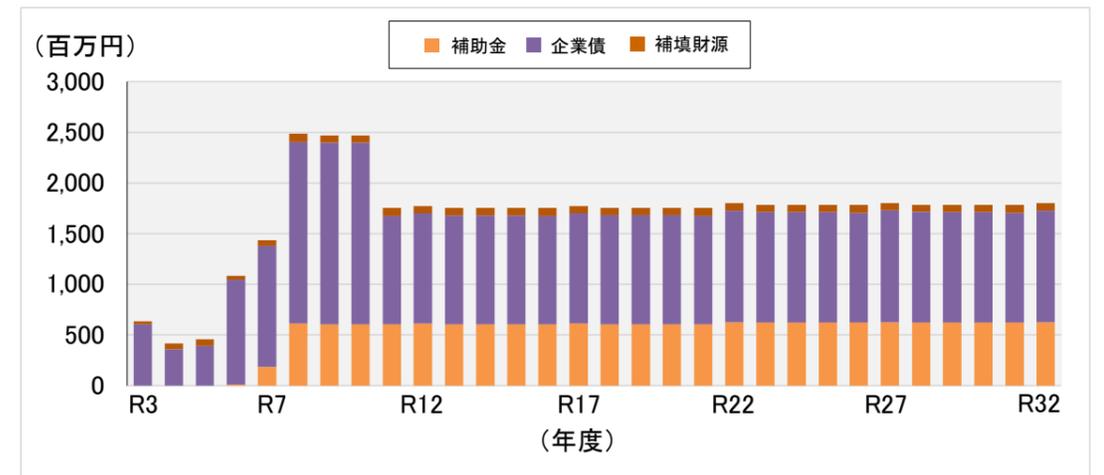


図 5-5 建設財源の見通し

5.1.3 維持管理費の見通し

令和3年度から令和32年度までの維持管理費の総額は約365億円となる見込みであり、そのうち流域下水道維持管理負担金は約230億円と約63%を占めています。

表 5-6 維持管理費の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
維持管理費	2,544	2,322	8,542	13,408
汚水	2,539	2,317	8,522	13,378
雨水	5	5	20	30
流域下水道維持管理負担金 (汚水)	3,881	3,875	15,289	23,045
合 計	6,425	6,197	23,831	36,453

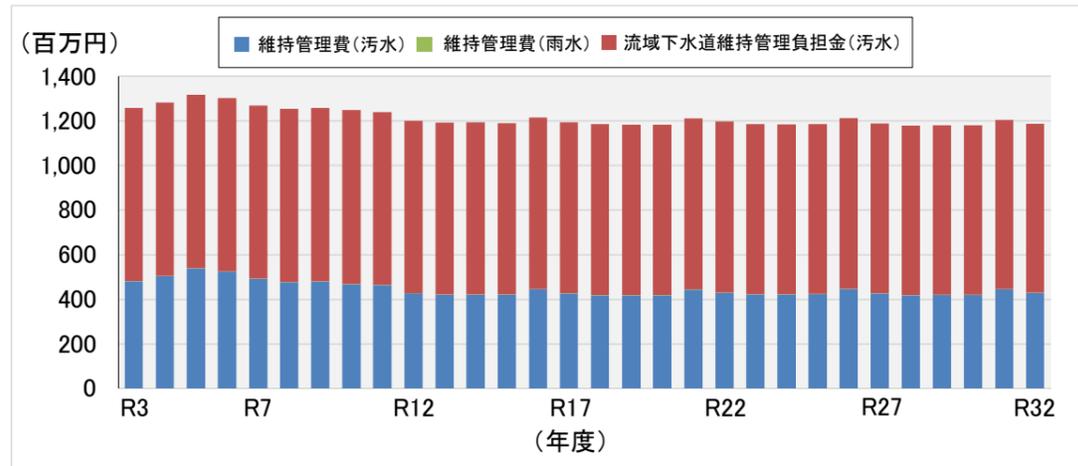


図 5-6 維持管理費の見通し

5.1.3 維持管理費の見通し

令和3年度から令和32年度までの維持管理費の総額は約379億円となる見込みであり、そのうち流域下水道維持管理負担金は約244億円と約64%を占めています。

表 5-6 維持管理費の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
維持管理費	2,595	2,322	8,542	13,459
汚水	2,590	2,317	8,522	13,429
雨水	5	5	20	30
流域下水道維持管理負担金(汚水)	4,095	4,095	16,216	24,406
合 計	6,691	6,417	24,758	37,866

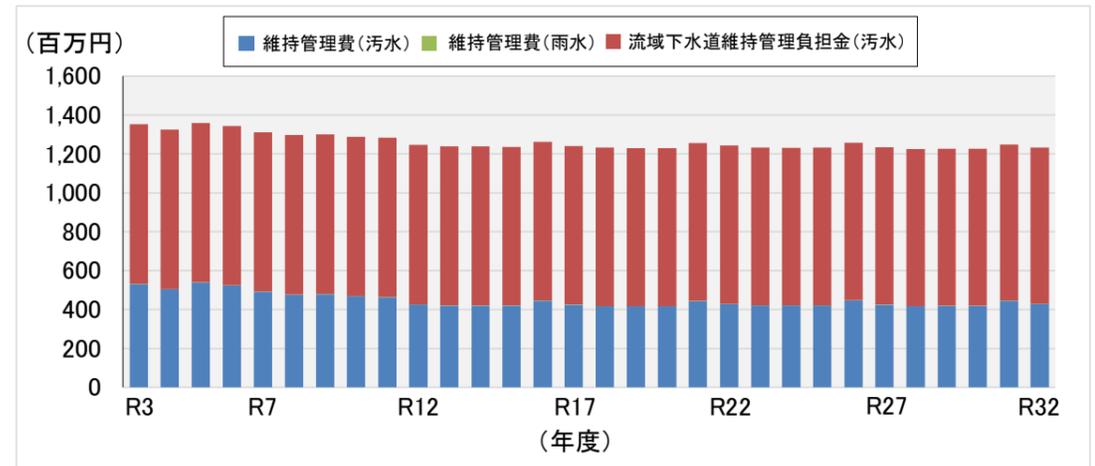


図 5-6 維持管理費の見通し

5.1.4 企業債元金償還金の見通し

令和3年度から令和32年度までの企業債元金償還金総額は約157億円となる見込みです。

単年度の企業債元金償還金は、令和3年度は約5億円となっており、令和8年度にかけて減少しますが、その後増加に転じ、令和32年度では約7億円となる見込みです。

表 5-7 企業債元金償還金の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
企業債元金償還金	2,026	1,869	11,791	15,686
汚水	1,732	1,380	8,212	11,324
雨水	294	489	3,579	4,362

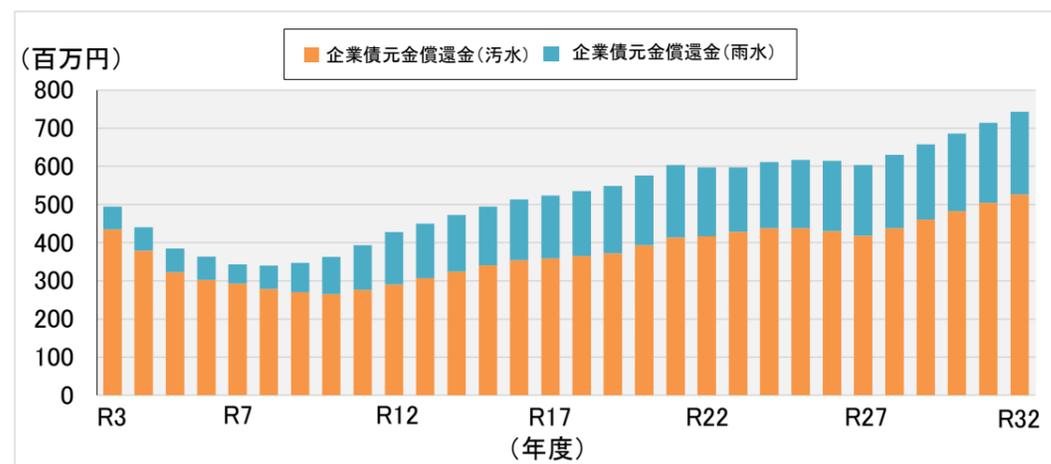


図 5-7 企業債元金償還金の見通し

5.1.4 企業債元金償還金の見通し

令和3年度から令和32年度までの企業債元金償還金総額は約163億円となる見込みです。

単年度の企業債元金償還金は、令和3年度は約5億円となっており、令和8年度にかけて減少しますが、その後増加に転じ、令和32年度では約8億円となる見込みです。

表 5-7 企業債元金償還金の見通し

単位:百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
企業債元金償還金	2,038	1,912	12,303	16,253
汚水	1,744	1,423	8,724	11,891
雨水	294	489	3,579	4,362

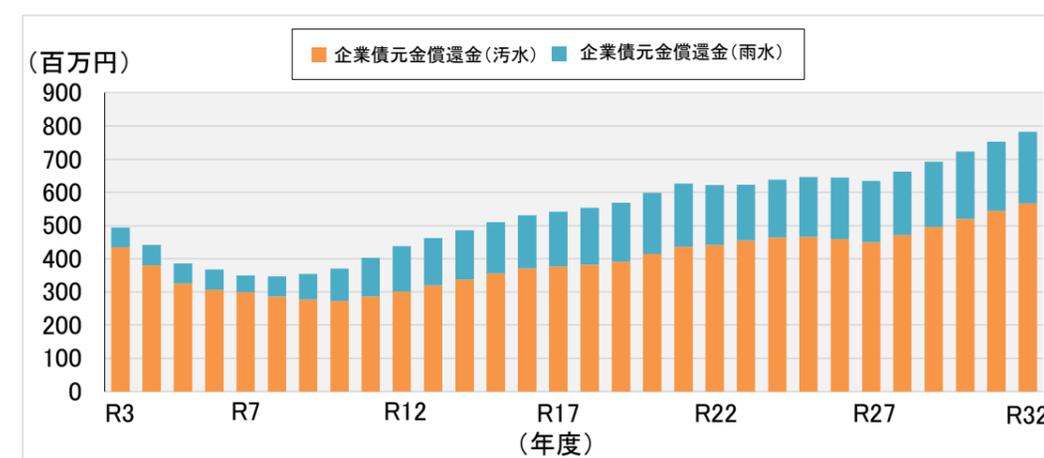


図 5-7 企業債元金償還金の見通し

5.1.5 一般会計繰入金の見通し

企業会計における一般会計繰入金は、収益的収入の基準内繰入金・基準外繰入金及び資本的収入の基準内繰入金・基準外繰入金に区分されます。対象となる項目を以下に示します。

<一般会計繰入金該当項目>	
①収益的収入	基準内繰入金：雨水処理負担金、他会計補助金の公費*負担分 基準外繰入金：収益的収支不足分
②資本的収入	基準内繰入金：出資金として企業債元金償還金のうち公費負担分に充てた繰入金 基準外繰入金：建設事業分、企業債元金償還に充てた繰入金

令和3年度から令和32年度の繰入金総額は約67億円となる見込みです。

令和3年度の収益的収入の基準内繰入金は約8,000万円となる見込みであり、今後は減価却費及び企業債利息の雨水分が増加するため、基準内繰入金の増加が見込まれます。

令和3年度の資本的収入の基準内繰入金は約3,000万円となる見込みであり、今後は概ね横ばいとなる見込みです。

基準外繰入金については発生しない見込みです。

表 5-8 一般会計繰入金の見通し

単位：百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
収益的収入	427	806	4,475	5,708
基準内繰入金	427	806	4,475	5,708
基準外繰入金	0	0	0	0
資本的収入	135	171	720	1,026
基準内繰入金	135	171	720	1,026
基準外繰入金	0	0	0	0
合計	562	977	5,195	6,734

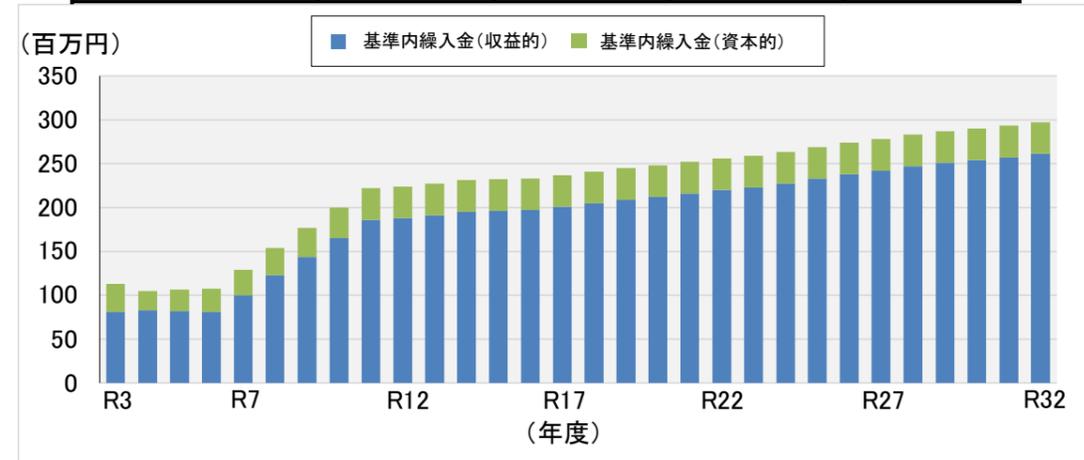


図 5-8 一般会計繰入金の見通し

5.1.5 一般会計繰入金の見通し

企業会計における一般会計繰入金は、収益的収入の基準内繰入金・基準外繰入金及び資本的収入の基準内繰入金・基準外繰入金に区分されます。対象となる項目を以下に示します。

<一般会計繰入金該当項目>	
①収益的収入	基準内繰入金：雨水処理負担金、他会計補助金の公費*負担分 基準外繰入金：収益的収支不足分
②資本的収入	基準内繰入金：出資金として企業債元金償還金のうち公費負担分に充てた繰入金 基準外繰入金：建設事業分、企業債元金償還に充てた繰入金

令和3年度から令和32年度の繰入金総額は約71億円となる見込みです。

令和3年度の収益的収入の基準内繰入金は約9,000万円となる見込みであり、今後は減価却費及び企業債利息の雨水分が増加するため、基準内繰入金の増加が見込まれます。

令和3年度の資本的収入の基準内繰入金は約3,000万円となる見込みであり、今後は概ね横ばいとなる見込みです。

基準外繰入金については発生しない見込みです。

表 5-8 一般会計繰入金の見通し

単位：百万円

	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
収益的収入	480	865	4,739	6,084
基準内繰入金	480	865	4,739	6,084
基準外繰入金	0	0	0	0
資本的収入	136	171	720	1,027
基準内繰入金	136	171	720	1,027
基準外繰入金	0	0	0	0
合計	616	1,036	5,459	7,111

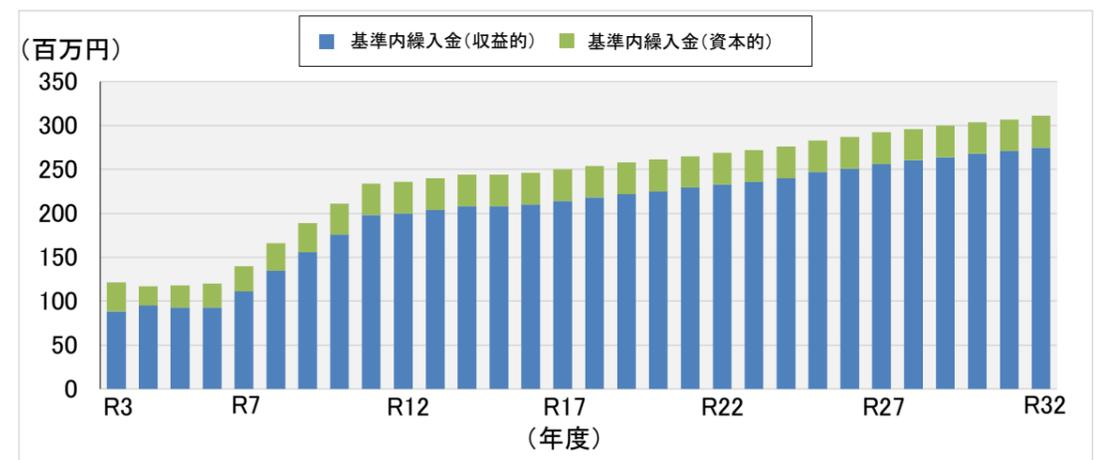


図 5-8 一般会計繰入金の見通し

5.1.6 経営指標について

<経費回収率>

令和3年度の経費回収率は112%であり、計画期間内での経費回収率は多少の増減はありますが、概ね横ばい傾向となる見込みです。

しかし、令和32年度以降は減価償却費の増加が見込まれることから、汚水処理費が増加し、経費回収率の低下が想定されます。

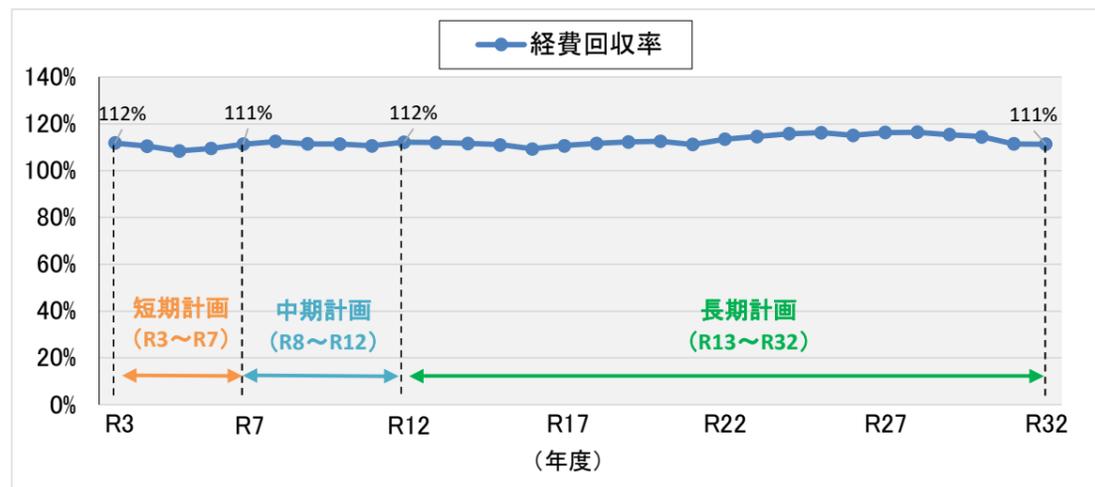


図 5-9 経費回収率の見通し

<企業債残高>

本市の企業債残高は令和3年度末では約64億円で、令和5年度にかけて減少することが予想されます。令和6年度以降は企業債の起債額が増加するのに対して償還額が少ないため、企業債残高は増加し、令和32年度では約224億円となる見込みです。

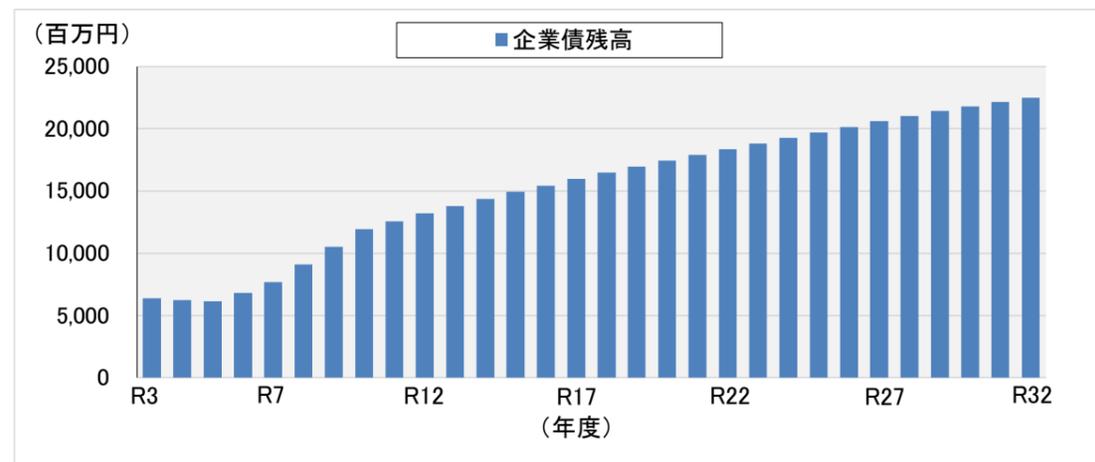


図 5-10 企業債残高の見通し

5.1.6 経営指標について

<経費回収率>

令和3年度の経費回収率は110%であり、計画期間内での経費回収率は多少の増減はありますが、概ね横ばい傾向となる見込みです。

しかし、令和32年度以降は減価償却費の増加が見込まれることから、汚水処理費が増加し、経費回収率の低下が想定されます。

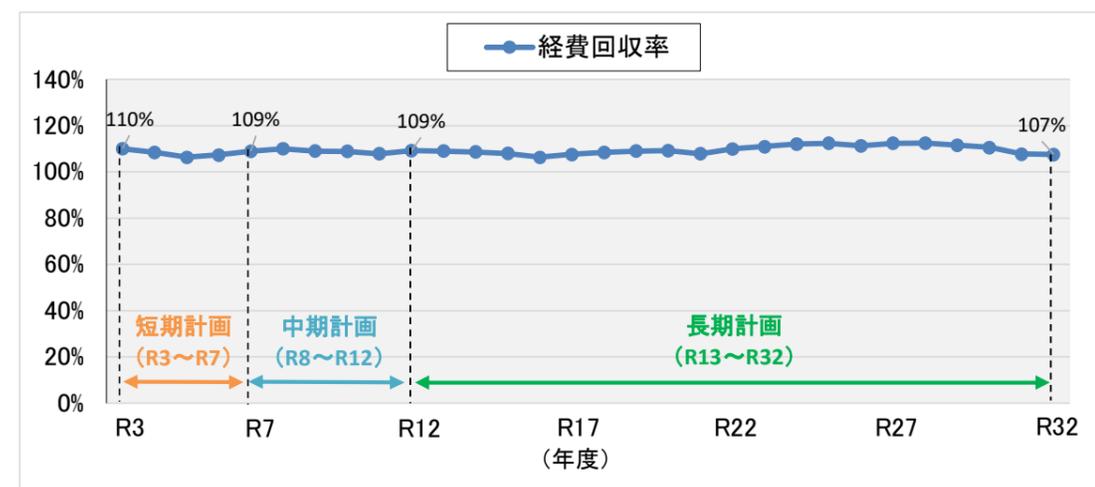


図 5-9 経費回収率の見通し

<企業債残高>

本市の企業債残高は令和3年度末では約65億円で、令和5年度にかけて減少することが予想されます。令和6年度以降は企業債の起債額が増加するのに対して償還額が少ないため、企業債残高は増加し、令和32年度では約229億円となる見込みです。

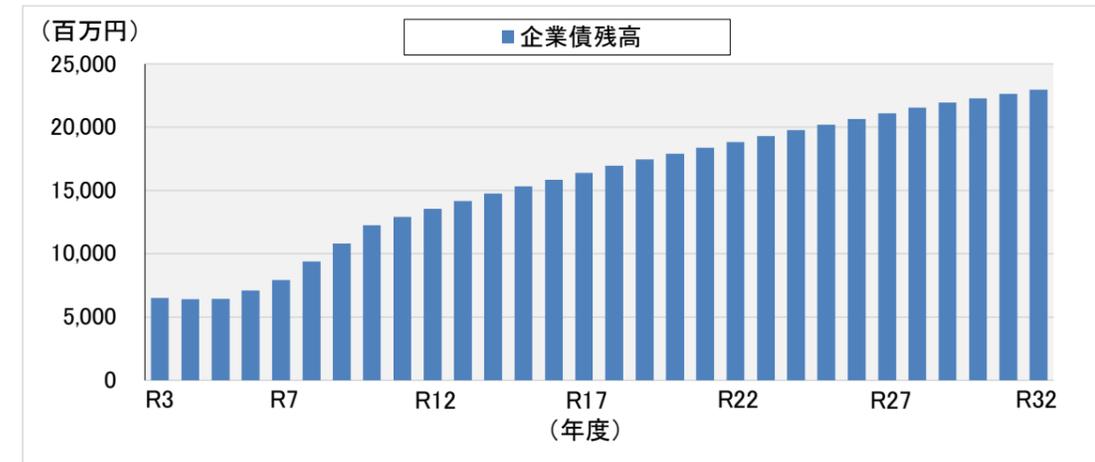


図 5-10 企業債残高の見通し

基本方針

施設再生による持続性の確保

これまで整備してきた下水道管きょなどは、今後長期間使用による老朽化が顕在化してくることとなります。これら老朽化施設に対し予防保全型維持管理を実施するとともに、施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に行い、下水道の有する機能を将来にわたって維持・向上させるため、ストックマネジメント計画に基づいた総合的かつ計画的な施設管理を推進します。

短期計画（R3～R7）

- スtockマネジメント計画に基づき、下水道管きょの点検・調査を進めます。
- 定期的な下水道管きょ内清掃及び点検・調査の実施により、異常箇所の早期発見と効果的な修繕による持続的な機能維持を図ります。
- 下水道管きょの点検・調査結果を台帳に整理できるシステムを構築します。
- 東京都下水道局と協力して雨天時浸入水対策の検討を推進します。
- 点検・調査結果を基に、今後改築・更新が必要な施設に対する実施設計を行います。

中期計画（R8～R12）

- 東京都下水道局と協力して雨天時浸入水対策の検討を推進します。
- 中・長期計画において、下水道管きょ内清掃及び点検・調査の実施により、異常箇所の早期発見と効果的な修繕による持続的な機能維持を図ります。
- 中・長期計画において、下水道管きょの点検・調査及び改築・更新結果を台帳に整理していきます。
- 中・長期計画において、急増する老朽化施設に対し、計画的かつ効率的な改築・更新を実施します。
- 点検調査結果及び改築・更新結果を踏まえ、ストックマネジメント計画を定期的に見直します。

長期計画（R13～R32）

基本方針

施設再生による持続性の確保

これまで整備してきた下水道管きょなどは、今後長期間使用による老朽化が顕在化してくることとなります。これら老朽化施設に対し予防保全型維持管理を実施するとともに、施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に行い、下水道の有する機能を将来にわたって維持・向上させるため、ストックマネジメント計画に基づいた総合的かつ計画的な施設管理を推進します。

短期計画（R3～R7）

- スtockマネジメント計画に基づき、下水道管きょの点検・調査を進めます。
- 定期的な下水道管きょ内清掃及び点検・調査の実施により、異常箇所の早期発見と効果的な修繕による持続的な機能維持を図ります。
- 下水道管きょの点検・調査結果を下水道管きょ台帳に整理できるシステムを構築します。
- 東京都下水道局と協力して雨天時浸入水対策の検討を推進します。
- 点検・調査結果を基に、今後改築・更新が必要な施設に対する実施設計を行います。

中期計画（R8～R12）

- 東京都下水道局と協力して雨天時浸入水対策の検討を推進します。
- 中・長期計画において、下水道管きょ内清掃及び点検・調査の実施により、異常箇所の早期発見と効果的な修繕による持続的な機能維持を図ります。
- 中・長期計画において、下水道管きょの点検・調査及び改築・更新結果を下水道管きょ台帳に整理していきます。
- 中・長期計画において、急増する老朽化施設に対し、計画的かつ効率的な改築・更新を実施します。
- 点検調査結果及び改築・更新結果を踏まえ、ストックマネジメント計画を定期的に見直します。

長期計画（R13～R32）

総合計画

各施策について、短期、中期、長期の視点から見た位置付けを以下にまとめて示します。

主要な施策	短期計画 (R3~R7)	中期計画 (R8~R12)	長期計画 (R13~R32)
① 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検 ●雨天時浸入水対策推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検 ●雨天時浸入水対策推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検
	(4,840百万円)	(4,590百万円)	(17,130百万円)
② 改築・更新	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・更新の実施
	(360百万円)	(5,330百万円)	(21,240百万円)
③ 下水道 水洗化率 100%	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進
	—	—	—
④ 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第二排水区の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第二排水区の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第一・第二排水区の整備
	(1,980百万円)	(4,010百万円)	(7,730百万円)
⑤ 地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新工事に合わせた下水道管きよの耐震化 ●BCP訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新工事に合わせた下水道管きよの耐震化 ●BCP訓練の実施
	—	—	—

総合計画

各施策について、短期、中期、長期の視点から見た位置付けを以下にまとめて示します。

主要な施策	短期計画 (R3~R7)	中期計画 (R8~R12)	長期計画 (R13~R32)
① 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検 ●雨天時浸入水対策推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検 ●雨天時浸入水対策推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道管きよの点検・調査 ●マンホール蓋の点検
	(5,236百万円)	(5,043百万円)	(19,116百万円)
② 改築・更新	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・更新の実施
	(558百万円)	(5,516百万円)	(22,053百万円)
③ 下水道 水洗化率 100%	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進
	—	—	—
④ 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第二排水区の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第二排水区の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川上流第一・第二排水区の整備
	(1,976百万円)	(4,010百万円)	(7,730百万円)
⑤ 地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新工事に合わせた下水道管きよの耐震化 ●BCP訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新工事に合わせた下水道管きよの耐震化 ●BCP訓練の実施
	—	—	—

(税込)

主要な施策	短期計画 (R3~R7)	中期計画 (R8~R12)	長期計画 (R13~R32)
⑥ 水の環境保全	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備
	(10百万円)	(10百万円)	(30百万円)
⑦ 経営の健全化	●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営	●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営	●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営
	—	—	—
⑧ 姿の見える下水道	●情報提供の充実	●情報提供の充実	●情報提供の充実
	(10百万円)	(10百万円)	(10百万円)

(注) () 内は、「5.1 下水道財政の見通し」で想定した概算事業費を示します。

(税込)

主要な施策	短期計画 (R3~R7)	中期計画 (R8~R12)	長期計画 (R13~R32)
⑥ 水の環境保全	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備	●排水の水質監視 ●雨水浸透設備の整備
	(7百万円)	(7百万円)	(29百万円)
⑦ 経営の健全化	●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営	●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営	●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営
	—	—	—
⑧ 姿の見える下水道	●情報提供の充実	●情報提供の充実	●情報提供の充実
	(3百万円)	(3百万円)	(10百万円)

(注) () 内は、「5.1 下水道財政の見通し」で想定した概算事業費を示します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本市下水道事業においては、西東京市下水道プランにて位置付けた基本方針に基づき、改築・更新、浸水対策などに対する建設投資を速やかに実施します。
-----	--

「投資・財政計画」では、今後10年間で次のような建設投資を見込んでいます。

1)汚水管きょ関連(老朽化対策としての管路施設の布設替え、都市計画道路整備に伴う管路施設の布設替え、汚水ます設置工事など)	:R3～R12までの事業費:約64億円
2)雨水管きょ関連(白子川上流六号雨水幹線築造工事など)	:R3～R12までの事業費:約58億円
3)雨水幹線整備に関する他市への負担金(石神井川右岸六号雨水幹線築造工事)	:R3～R12までの事業費:約1.3億円
4)流域下水道建設負担金	:R3～R12までの事業費:約17億円
5)ポンプ施設の更新(汚水)	:R3～R12までの事業費:約0.4億円
6)ポンプ施設の更新(雨水)	:R3～R12までの事業費:約0.1億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の健全化を図るため、長期的な収支予測においては、資金収支の確保可能をすることを目的に、下水道使用料などの財源の設定を行います。
-----	---

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により財源を設定しています。

- 1)補助金、企業債: 現行の補助制度に基づいて、将来値を設定しています。
- 2)使用料収入: 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入を設定しています。また、使用料収入を算定する際には、将来の人口動向を反映しています。
- 3)一般会計繰入金: 総務省が定める現行の繰出基準に基づき算定しています。使用料収入の不足分を補填するための基準外繰入金は今後10年間は発生しない見通しです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のように算定しています。

- 1)維持管理費: 過去の実績などに基づいて算定することを基本としながら、新規に着手する事業については予定額を別途見込んでいます。
- 2)企業債元金償還・支払利息: 現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間の設定など)に基づき、近年の金利動向に基づいて設定した金利により算定しています。
- 3)減価償却費: 建設投資額をベースに、現行の減価償却計算の方法に基づき、減価償却費を算定しています。また、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入益として営業外収入に計上しています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本市下水道事業においては、西東京市下水道プランにて位置付けた基本方針に基づき、改築・更新、浸水対策などに対する建設投資を速やかに実施します。
-----	--

「投資・財政計画」では、今後10年間で次のような建設投資を見込んでいます。

1)汚水管きょ関連(老朽化対策としての管路施設の布設替え、都市計画道路整備に伴う管路施設の布設替え、汚水ます設置工事など)	:R3～R12までの事業費:約66億円
2)雨水管きょ関連(白子川上流六号雨水幹線築造工事など)	:R3～R12までの事業費:約58億円
3)雨水幹線整備に関する他市への負担金(石神井川右岸六号雨水幹線築造工事)	:R3～R12までの事業費:約1.3億円
4)流域下水道建設負担金	:R3～R12までの事業費:約21億円
5)ポンプ施設の更新(汚水)	:R3～R12までの事業費:約0.5億円
6)ポンプ施設の更新(雨水)	:R3～R12までの事業費:約0.1億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の健全化を図るため、長期的な収支予測においては、資金収支の確保可能をすることを目的に、下水道使用料などの財源の設定を行います。
-----	---

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により財源を設定しています。

- 1)補助金、企業債: 現行の補助制度に基づいて、将来値を設定しています。
- 2)使用料収入: 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入を設定しています。また、使用料収入を算定する際には、将来の人口動向を反映しています。
- 3)一般会計繰入金: 総務省が定める現行の繰出基準に基づき算定しています。使用料収入の不足分を補填するための基準外繰入金は今後10年間は発生しない見通しです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のように算定しています。

- 1)維持管理費: 過去の実績などに基づいて算定することを基本としながら、新規に着手する事業については予定額を別途見込んでいます。
- 2)企業債元金償還・支払利息: 現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間の設定など)に基づき、近年の金利動向に基づいて設定した金利により算定しています。
- 3)減価償却費: 建設投資額をベースに、現行の減価償却計算の方法に基づき、減価償却費を算定しています。また、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入益として営業外収入に計上しています。

第8章 経営戦略

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,057,000	2,062,000	2,061,000	
	(1) 料 金 収 入		2,008,000	2,011,000	2,011,000	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他		49,000	51,000	50,000	
	2. 営 業 外 収 益		1,051,000	1,040,000	1,038,000	
	(1) 補 助 金		56,000	47,000	47,000	
	他 会 計 補 助 金		32,000	32,000	32,000	
	そ の 他 補 助 金		24,000	15,000	15,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		991,000	989,000	987,000	
	(3) そ の 他		4,000	4,000	4,000	
	収 入 計 (C)		3,108,000	3,102,000	3,099,000	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		2,781,000	2,812,000	2,850,000
		(1) 職 員 給 与 費		67,757	67,757	67,757
基 本 給			67,757	67,757	67,757	
退 職 給 付 費						
そ の 他						
(2) 経 費			1,200,243	1,224,243	1,259,243	
動 力 費						
修 繕 費						
材 料 費						
そ の 他			1,200,243	1,224,243	1,259,243	
(3) 減 価 償 却 費			1,513,000	1,520,000	1,523,000	
2. 営 業 外 費 用			99,000	93,000	86,000	
(1) 支 払 利 息			97,000	91,000	84,000	
(2) そ の 他		2,000	2,000	2,000		
支 出 計 (D)		2,880,000	2,905,000	2,936,000		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		228,000	197,000	163,000		
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		228,000	197,000	163,000		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		228,000	425,000	588,000		
流 動 資 産 (J)						
う ち 未 収 金						
流 動 負 債 (K)						
う ち 建 設 改 良 費 分						
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金						
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		11	21	29		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,057,000	2,062,000	2,061,000		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		2,057,000	2,062,000	2,061,000		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0		

第8章 経営戦略

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,054,317	2,063,000	2,061,000
	(1) 料 金 収 入		2,008,394	2,011,000	2,011,000
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		45,752	52,000	50,000
	(4) そ の 他		171	0	0
	2. 営 業 外 収 益		1,072,571	1,050,000	1,048,000
	(1) 補 助 金		66,145	57,000	57,000
	他 会 計 補 助 金		42,520	43,000	43,000
	そ の 他 補 助 金		23,625	14,000	14,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,006,419	989,000	987,000
	(3) そ の 他		7	4,000	4,000
	収 入 計 (C)		3,126,888	3,113,000	3,109,000
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		2,883,647	2,859,000
(1) 職 員 給 与 費			75,243	67,757	67,757
基 本 給			75,243	67,757	67,757
退 職 給 付 費					
そ の 他					
(2) 経 費			1,285,639	1,257,243	1,291,243
動 力 費					
修 繕 費					
材 料 費					
そ の 他			1,285,639	1,257,243	1,291,243
(3) 減 価 償 却 費			1,522,765	1,534,000	1,537,000
2. 営 業 外 費 用			95,991	94,000	88,000
(1) 支 払 利 息			94,791	92,000	86,000
(2) そ の 他		1,200	2,000	2,000	
支 出 計 (D)		2,979,638	2,953,000	2,984,000	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		147,250	160,000	125,000	
特 別 利 益 (F)					
特 別 損 失 (G)					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		147,250	160,000	125,000	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		147,250	307,250	432,250	
流 動 資 産 (J)		494,541	900,086	872,825	
う ち 未 収 金		265,112	240,837	244,105	
流 動 負 債 (K)		732,760	638,877	594,584	
う ち 建 設 改 良 費 分		409,791	409,791	356,759	
う ち 一 時 借 入 金					
う ち 未 払 金		322,969	229,086	237,825	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		7	15	21	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,054,317	2,063,000	2,061,000	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		2,054,317	2,063,000	2,061,000	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

		年 度		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
資 本 的 収 入	区 分			
	1. 企 業 債	493,000	300,000	296,000
	うち 資本費平準化債	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	32,000	22,000	25,000
	3. 他 会 計 補 助 金			
	4. 他 会 計 負 担 金			
	5. 他 会 計 借 入 金			
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金			
	8. 工 事 負 担 金			
9. そ の 他				
計 (A)	525,000	322,000	321,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)				
純 計 (A)-(B) (C)	525,000	322,000	321,000	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	518,000	330,000	332,000
	うち 職員給与費	20,000	20,000	20,000
	2. 企 業 債 償 還 金	495,000	441,000	384,000
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金			
5. そ の 他				
計 (D)	1,013,000	771,000	716,000	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	488,000	449,000	395,000	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	533,000	531,000	536,000
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	228,000	197,000	163,000
	3. 繰 越 工 事 資 金			
	4. そ の 他	45,000	27,000	26,000
計 (F)	806,000	755,000	725,000	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 318,000	△ 306,000	△ 330,000	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				
企 業 債 残 高 (H)	6,389,000	6,248,000	6,160,000	

○他会計繰入金

		年 度		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的	区 分			
	収 支 分	81,000	83,000	82,000
	うち 基準内繰入金	81,000	83,000	82,000
	うち 基準外繰入金			
資 本 的	収 支 分	32,000	22,000	25,000
	うち 基準内繰入金	32,000	22,000	25,000
	うち 基準外繰入金			
合 計		113,000	105,000	107,000

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

		年 度		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
資 本 的 収 入	区 分			
	1. 企 業 債	605,100	360,000	393,000
	うち 資本費平準化債	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	32,812	22,000	25,000
	3. 他 会 計 補 助 金			
	4. 他 会 計 負 担 金			
	5. 他 会 計 借 入 金			
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金			
	8. 工 事 負 担 金	200	0	0
9. そ の 他	1	0	0	
計 (A)	638,113	382,000	418,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)				
純 計 (A)-(B) (C)	638,113	382,000	418,000	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	634,365	416,000	458,000
	うち 職員給与費	24,014	20,000	20,000
	2. 企 業 債 償 還 金	494,453	442,000	386,000
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金			
5. そ の 他	1,319	0	0	
計 (D)	1,130,137	858,000	844,000	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	492,024	476,000	426,000	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	516,346	545,000	550,000
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	147,079	160,000	125,000
	3. 繰 越 工 事 資 金			
	4. そ の 他	55,282	35,000	38,000
計 (F)	718,707	740,000	713,000	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 226,683	△ 264,000	△ 287,000	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				
企 業 債 残 高 (H)	6,501,647	6,419,647	6,426,647	

○他会計繰入金

		年 度		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的	区 分			
	収 支 分	88,272	95,000	93,000
	うち 基準内繰入金	88,272	95,000	93,000
	うち 基準外繰入金			
資 本 的	収 支 分	32,812	22,000	25,000
	うち 基準内繰入金	32,812	22,000	25,000
	うち 基準外繰入金			
合 計		121,084	117,000	118,000

様式第2号(法適用企業・資本の収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,026,000	1,201,000	1,764,000	1,764,000	1,764,000	1,037,000	1,056,000
0	0	0	0	0	0	0
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
11,000	187,000	609,000	605,000	605,000	605,000	612,000
1,064,000	1,417,000	2,404,000	2,402,000	2,404,000	1,678,000	1,704,000
1,064,000	1,417,000	2,404,000	2,402,000	2,404,000	1,678,000	1,704,000
1,057,000	1,424,000	2,435,000	2,420,000	2,420,000	1,700,000	1,718,000
20,000	20,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
363,000	343,000	339,000	347,000	362,000	393,000	428,000
1,420,000	1,767,000	2,774,000	2,767,000	2,782,000	2,093,000	2,146,000
356,000	350,000	370,000	365,000	378,000	415,000	442,000
539,000	553,000	566,000	587,000	607,000	629,000	636,000
181,000	214,000	231,000	216,000	215,000	208,000	225,000
94,000	127,000	217,000	216,000	216,000	151,000	153,000
814,000	894,000	1,014,000	1,019,000	1,038,000	988,000	1,014,000
△ 458,000	△ 544,000	△ 644,000	△ 654,000	△ 660,000	△ 573,000	△ 572,000
6,823,000	7,681,000	9,106,000	10,523,000	11,925,000	12,569,000	13,197,000

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
81,000	100,000	123,000	144,000	165,000	186,000	188,000
81,000	100,000	123,000	144,000	165,000	186,000	188,000
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
108,000	129,000	154,000	177,000	200,000	222,000	224,000

様式第2号(法適用企業・資本の収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,032,000	1,192,000	1,795,000	1,795,000	1,795,000	1,068,000	1,087,000
0	0	0	0	0	0	0
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
11,000	187,000	611,000	605,000	605,000	605,000	612,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1,070,000	1,408,000	2,437,000	2,433,000	2,435,000	1,709,000	1,735,000
1,070,000	1,408,000	2,437,000	2,433,000	2,435,000	1,709,000	1,735,000
1,082,000	1,432,000	2,487,000	2,472,000	2,472,000	1,752,000	1,770,000
20,000	20,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
367,000	349,000	346,000	354,000	370,000	403,000	439,000
0	0	0	0	0	0	0
1,449,000	1,781,000	2,833,000	2,826,000	2,842,000	2,155,000	2,209,000
379,000	373,000	396,000	393,000	407,000	446,000	474,000
556,000	570,000	583,000	605,000	627,000	650,000	657,000
143,000	173,000	192,000	176,000	172,000	162,000	176,000
97,000	128,000	223,000	222,000	222,000	157,000	158,000
796,000	871,000	998,000	1,003,000	1,021,000	969,000	991,000
△ 417,000	△ 498,000	△ 602,000	△ 610,000	△ 614,000	△ 523,000	△ 517,000
7,091,647	7,934,647	9,383,647	10,824,647	12,249,647	12,914,647	13,562,647

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
93,000	111,000	135,000	156,000	176,000	198,000	200,000
93,000	111,000	135,000	156,000	176,000	198,000	200,000
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
27,000	29,000	31,000	33,000	35,000	36,000	36,000
120,000	140,000	166,000	189,000	211,000	234,000	236,000

起債

地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達することです。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債のことです。下水道の建設は、一般に短期間に集中的な投資を要し、また、その事業効果が長期にわたることから、建設事業費の地方負担の財源については企業債を充当することにより、世代間の負担の公平を図ることが適当とされています。

企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金償還額やその利息支払額のことです。

繰出基準・基準内繰入金・基準外繰入金

一般会計が下水道会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいます。具体的な基準は総務省から毎年度示されます。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れられる一般会計繰出金を「基準内繰入金」、基準内繰入を超える一般会計繰出金を「基準外繰入金」と呼びます。

経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率です。この値が高いほど健全経営で、望ましいとされています。

下水道台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管きょ施設、ポンプ場施設の位置、構造、仕様、設置時期などを記載した台帳です。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律です。

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のことを、減価償却費といいます。

建設負担金

当該自治体で発生した下水を他の自治体で処理などを行う場合に、その施設の建設に要する費用の一部を負担するものです。

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うものです。

本市下水道事業でも、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用しています。

起債

地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達することです。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債のことです。下水道の建設は、一般に短期間に集中的な投資を要し、また、その事業効果が長期にわたることから、建設事業費の地方負担の財源については企業債を充当することにより、世代間の負担の公平を図ることが適当とされています。

企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金償還額やその利息支払額のことです。

繰出基準・基準内繰入金・基準外繰入金

一般会計が下水道会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいます。具体的な基準は総務省から毎年度示されます。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れられる一般会計繰出金を「基準内繰入金」、基準内繰入を超える一般会計繰出金を「基準外繰入金」と呼びます。

経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率です。この値が高いほど健全経営で、望ましいとされています。

下水道管きょ台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管きょ施設、ポンプ場施設の位置、構造、仕様、設置時期などを記載した台帳です。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律です。

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のことを、減価償却費といいます。

建設負担金

当該自治体で発生した下水を他の自治体で処理などを行う場合に、その施設の建設に要する費用の一部を負担するものです。

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うものです。

本市下水道事業でも、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用しています。